

令和3年2月

飯田市議会第1回定例会議案

令和3年飯田市議会第1回定例会議案目次

(2月24日提出分)

報告第4号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第5号	一般財団法人飯田市南信濃振興公社の経営状況を説明する書類の提出について
議案第4号	公平委員会の委員の選任について
議案第5号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第6号	飯田市南部財産区管理委員の選任について
議案第7号	飯田市長野原財産区管理委員の選任について
議案第8号	飯田市時又財産区管理委員の選任について
議案第9号	飯田市桐林財産区管理委員の選任について
議案第10号	飯田市上川路財産区管理委員の選任について
議案第11号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	飯田市保健休養施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	飯田市土地利用調整条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	飯田市松尾天竜グラウンド条例の制定について
議案第18号	飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	基本構想に基づいて定める基本計画の政策施策の体系を定めることについて
議案第20号	大鹿村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 議案第21号 | 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市保健休養施設） |
| 議案第22号 | 市道路線の変更について |
| 議案第23号 | 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市松尾天竜グラウンド） |
| 議案第24号 | 令和2年度飯田市一般会計補正予算（第13号）案 |
| 議案第25号 | 令和2年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案 |
| 議案第26号 | 令和2年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案 |
| 議案第27号 | 令和2年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第4号）案 |
| 議案第28号 | 令和2年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）案 |
| 議案第29号 | 令和2年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）案 |
| 議案第30号 | 令和2年度飯田市下水道事業会計補正予算（第2号）案 |
| 議案第31号 | 令和2年度飯田市病院事業会計補正予算（第5号）案 |
| 議案第32号 | 令和3年度飯田市一般会計予算（案） |
| 議案第33号 | 令和3年度飯田市国民健康保険特別会計予算（案） |
| 議案第34号 | 令和3年度飯田市後期高齢者医療特別会計予算（案） |
| 議案第35号 | 令和3年度飯田市介護保険特別会計予算（案） |
| 議案第36号 | 令和3年度飯田市地方卸売市場事業特別会計予算（案） |
| 議案第37号 | 令和3年度飯田市駐車場事業特別会計予算（案） |
| 議案第38号 | 令和3年度飯田市墓地事業特別会計予算（案） |
| 議案第39号 | 令和3年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計予算（案） |
| 議案第40号 | 令和3年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算（案） |
| 議案第41号 | 令和3年度飯田市病院事業会計予算（案） |

議案第42号 令和3年度飯田市水道事業会計予算（案）

議案第43号 令和3年度飯田市下水道事業会計予算（案）

議案第44号 令和3年度飯田市各財産区会計予算（案）

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月24日報告

飯田市長 佐藤 健

記

損害賠償の額を定めることについて

次の表のとおり自動車事故に係る損害を賠償する。

専決番号	専決の日	相手方	事故の概要	損害賠償額
専決第1号	令和3年2月5日	市内在住者	令和2年12月15日午前10時20分頃、飯田市下久堅小林91番1付近の県道247号米川駄科停車場線において、公務のため走行していた飯田市使用の小型乗用自動車、前方で左折するために旋回した相手方の小型貨物自動車の左側面に衝突し、相手方に損害を与えた。	74,800円
専決第2号	令和3年2月5日	市内在住者	令和2年10月28日午前11時15分頃、飯田市上郷飯沼3368番4付近の市道上郷70号線と南条幹線との交差点において、公務のため走行していた飯田市所有の軽貨物自動車が、南条幹線を直進した際、市道上郷70号線を直進してきた相手方の軽乗用自動車の左側面に衝突し、相手方に損害を与えた。	168,649円
専決第3号	令和3年2月5日	長野市大字中御所岡田218番地14 八十二オートリース株式会社	令和3年1月12日午前9時33分頃、飯田市大久保町2542番7付近の国道256号線と市道水の手線との交差点において、公務のため走行していた飯田市所有の軽乗用自動車が当該交差点を左折した際、信号待ちのため停車していた相手方の小型乗用自動車の右前面に接触し、相手方に損害を与えた。	89,496円

報告第5号

一般財団法人飯田市南信濃振興公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人飯田市南信濃振興公社の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

令和3年2月24日報告

飯田市長 佐藤 健

令和2年度

(第30期・第31期)

(令和2年4月1日から令和2年10月18日まで)

一般財団法人 飯田市南信濃振興公社

事業報告書

令和2年度（第30期・第31期）一般財団法人 飯田市南信濃振興公社 事業報告書

令和2年度（第30期・第31期・令和2年4月1日から令和2年10月18日まで）の事業の概況について次のとおり報告します。

当法人は、南信濃村時代の平成4年に公益法人南信濃村振興公社として設立され、村の公的観光施設の管理運営に当たってきました。

平成12年には日帰り温泉施設かぐらの湯が開館し、当施設を中心に20年にわたり管理運営をして参りましたが、平成31年度末をもって期間が満了となり、翌年度から新たな期間となる指定管理者の指定を受けないことを決定しました。

この主な理由は、過疎化等により当施設を取り巻く環境が大きく変化し利用者が減少したこと、地域住民の思いをひとつにすることができなかつたこと、施設の老朽化が激しいために費用がかさみ、経費の削減にも限界があり、経営効率が悪かつたことなどがあります。

遠山郷の観光の柱として長きにわたり事業を行って参りましたが、令和2年7月31日に基本財産の減失による一般財団法人の目的である事業の成功の不能を理由として解散することとなりました。

この解散に伴い、一般財団法人飯田市南信濃振興公社の清算人により、長野県に対して一般財団法人飯田市南信濃振興公社の残余財産の帰属に関する承認の申請を行い、当法人の残余財産は飯田市に帰属することが承認されました。その後当該清算人から飯田市へ提出された残余財産引渡見込届出書により、飯田市へ残余財産の引き渡しがされました。

長年にわたり当法人を支えていただいた皆様方には、心より御礼を申し上げます。

第30期

財 務 諸 表

自：令和 2年 4月 1日
至：令和 2年 7月31日

〒399-1311
長野県飯田市南信濃和田456番地

一般財団法人 飯田市南信濃振興公社
(法人番号:4100005010055)

清算人 山崎 徳蔵

貸借対照表
令和 2年 7月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	6,604,399	5,963,061	641,338
未収金	104,516	74,492	30,024
未収還付法人税等	0	155	△ 155
商品	0	551,391	△ 551,391
貯蔵品	0	2,146,305	△ 2,146,305
流動資産合計	6,708,915	8,735,404	△ 2,026,489
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
建物・付属設備	6,329,774	12,248,316	△ 5,918,542
機械・什器備品	2,235,367	9,637,886	△ 7,402,519
構築物	816,187	2,954,692	△ 2,138,505
リース資産	521,928	6,026,616	△ 5,504,688
減価償却累計額	0	△ 18,843,350	18,843,350
その他固定資産合計	9,903,256	12,024,160	△ 2,120,904
固定資産合計	9,903,256	12,024,160	△ 2,120,904
資産合計	16,612,171	20,759,564	△ 4,147,393
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	514,665	1,783,126	△ 1,268,461
回数券	3,500,043	3,714,142	△ 214,099
未払費用	0	2,141,553	△ 2,141,553
未払法人税等	23,600	71,000	△ 47,400
未払消費税等	139,100	1,459,700	△ 1,320,600
預り金	5,105	55,679	△ 50,574
流動負債合計	4,182,513	9,225,200	△ 5,042,687
2. 固定負債			
長期未払金	0	2,940,624	△ 2,940,624
固定負債合計	0	2,940,624	△ 2,940,624
負債合計	4,182,513	12,165,824	△ 7,983,311
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	7,795,440	7,795,440	0
指定正味財産合計	7,795,440	7,795,440	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	4,634,218	798,300	3,835,918
負債及び正味財産合計	12,429,658	8,593,740	3,835,918
負債及び正味財産合計	16,612,171	20,759,564	△ 4,147,393

正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日 から令和 2年 7月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
1 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益			
温泉収益	0	28,173,312	△ 28,173,312
食堂収益	0	38,703,968	△ 38,703,968
販売収益	0	15,731,620	△ 15,731,620
入館料収益	0	321,580	△ 321,580
利用料収益	0	66,200	△ 66,200
飯田市受託料収益	0	11,445,524	△ 11,445,524
その他収益	0	3,763,882	△ 3,763,882
事業収益計	0	98,206,086	△ 98,206,086
受取補助金等			
受取補助金等振替額	0	909,654	△ 909,654
雑収益			
受取利息	0	1,036	△ 1,036
棚卸資産売買益	13,320	0	13,320
雑収益	141,171	159,448	△ 18,277
雑収益計	154,491	160,484	△ 5,993
経常収益計	154,491	99,276,224	△ 99,121,733
(2) 経常費用			
事業費			
期首たな卸高	0	2,316,153	△ 2,316,153
飲食材料費	0	16,824,772	△ 16,824,772
売店材料費	0	7,810,778	△ 7,810,778
原材料費	0	258,000	△ 258,000
稚魚仕入高	0	102,600	△ 102,600
飼料費	0	80,580	△ 80,580
期末たな卸高	0	△ 551,391	551,391
給料手当	0	11,429,775	△ 11,429,775
臨時雇賃金	0	20,747,500	△ 20,747,500
退職給付費用	0	523,640	△ 523,640
福利厚生費	0	4,024,778	△ 4,024,778
旅費交通費	0	26,280	△ 26,280
通信運搬費	0	785,768	△ 785,768
減価償却費	0	2,010,255	△ 2,010,255
消耗品費	0	2,887,990	△ 2,887,990
修繕費	0	614,781	△ 614,781
印刷製本費	0	38,960	△ 38,960
燃料費	0	12,854,938	△ 12,854,938
光熱水料費	0	14,803,365	△ 14,803,365
賃借料	0	232,636	△ 232,636
保険料	0	236,020	△ 236,020
諸謝金	0	116,500	△ 116,500
租税公課	0	2,818,265	△ 2,818,265
支払負担金	0	86,100	△ 86,100
委託費	0	6,023,183	△ 6,023,183
手数料	0	217,384	△ 217,384
広告宣伝費	0	199,904	△ 199,904
衛生費	0	1,415,640	△ 1,415,640
産廃処理費	0	480,232	△ 480,232
サービス費	0	35,280	△ 35,280
雑費	0	34,899	△ 34,899
事業費計	0	109,485,565	△ 109,485,565
管理費			
役員報酬	180,000	30,000	150,000
給料手当	0	440,896	△ 440,896
退職給付費用	0	6,360	△ 6,360
福利厚生費	56,595	59,809	△ 3,214
通信運搬費	53,267	8,007	45,260
減価償却費	12,744	7,995	4,749
消耗品費	22,590	8,527	14,063
修繕費	122,100	0	122,100
光熱水料費	332,116	0	332,116

正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日 から令和 2年 7月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
貸借料	44,000	7,347	36,653
租税公課	206,350	0	206,350
支払負担金	16,000	82,750	△ 66,750
支払寄付金	0	4,000	△ 4,000
委託費	627,000	68,850	558,150
支払手数料	25,945	17,268	8,677
雑費	56,540	20,295	36,245
管理費計	1,755,247	762,104	993,143
経常費用計	1,755,247	110,247,669	△ 108,492,422
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,600,756	△ 10,971,445	9,370,689
当期経常増減額	△ 1,600,756	△ 10,971,445	9,370,689
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
その他の経常外収益			
営業補償収入	6,116,474	0	6,116,474
経常外収益計	6,116,474	0	6,116,474
(2) 経常外費用			
固定資産売却損			
リース解約損	656,200	0	656,200
経常外費用計	656,200	0	656,200
当期経常外増減額	5,460,274	0	5,460,274
税引前当期一般正味財産増減額	3,859,518	△ 10,971,445	14,830,963
法人税、住民税及び事業税	23,600	71,000	△ 47,400
当期一般正味財産増減額	3,835,918	△ 11,042,445	14,878,363
一般正味財産期首残高	798,300	11,840,745	△ 11,042,445
一般正味財産期末残高	4,634,218	798,300	3,835,918
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	0	△ 909,654	909,654
当期指定正味財産増減額	0	△ 909,654	909,654
指定正味財産期首残高	7,795,440	8,705,094	△ 909,654
指定正味財産期末残高	7,795,440	7,795,440	0
III 正味財産期末残高	12,429,658	8,593,740	3,835,918

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

令和2年7月31日解散し、同8月7日登記しております

2. 重要な会計方針

(1) 会計基準

平成20年制定の内閣府公益認定等委員会の「公益法人会計基準」に準拠しております

(2) 消費税等の会計処理

税込み処理方式によっております

3. 会計方針の変更

(1) 減価償却資産の償却方法

償却方法を間接法から直接法に変更しております

当期は解散事業年度につき償却を留保しております

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

該当無し

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

該当無し

6. 担保に供している資産

該当無し

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	4,529,952	824,073	3,705,879
建物附属設備	7,718,364	5,094,469	2,623,895
構築物	2,954,692	2,138,505	816,187
機械装置	2,806,656	2,571,407	235,249
器具備品	8,207,150	6,207,032	2,000,118
リース資産	711,720	189,792	521,928
合計	26,928,534	17,025,278	9,903,256

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当無し

9. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務

該当無し

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当無し

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当無し

財務諸表に対する注記

12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当無し

13. 関連当事者との取引の内容

該当無し

14. 重要な後発事象

該当無し

附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
その他固定資産	建物	3,705,879	0	0	3,705,879
	建物附属設備	2,623,895	0	0	2,623,895
	構築物	816,187	0	0	816,187
	機械装置	235,249	0	0	235,249
	器具備品	624,198	1,375,920	0	2,000,118
	リース資産	4,018,752	0	3,496,824	521,928
	合計	12,024,160	1,375,920	3,496,824	9,903,256

2. 引当金の明細

該当無し

財 産 目 録
令和 2年 7月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	金額	合計金額
(流動資産)				
	普通預金	飯田信用金庫南信濃支店2659950	6,488,304	
		飯田信用金庫南信濃支店3930406	58,533	
		JAみなみ信州農業協同組合南信濃支	6,277	
		郵便局	51,285	6,604,399
	未収金	サントリービバレッジサービス(株)	9,868	
		飯田市	92,123	
		NTT	2,525	104,516
流動資産合計				6,708,915
(固定資産)				
その他固定資産	建物	期末帳簿価格	3,705,879	
	建物付属設備	期末帳簿価格	2,623,895	
	構築物	期末帳簿価格	816,187	
	機械及び設備	期末帳簿価格	235,249	
	器具及び備品	期末帳簿価格	2,000,118	
	リース資産	期末帳簿価格	521,928	9,903,256
固定資産合計				9,903,256
資産合計				16,612,171
(流動負債)				
	未払金	飯田信金リース他		514,665
	回数券	不特定多数		3,500,043
	未払法人税等	飯田市・長野県		23,600
	未払消費税等	飯田税務署		139,100
	預り金	源泉所得税		5,105
流動負債合計				4,182,513
固定負債合計				0
負債合計				4,182,513
正味財産				12,429,658

収支計算書

令和 2年 4月 1日 から令和 2年 7月 31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①雑収入			
棚卸資産売買益	0	13,320	△ 13,320
雑収入	0	141,171	△ 141,171
雑収入計	0	154,491	△ 154,491
②その他の収入			
棚卸資産販売収入	0	2,697,696	△ 2,697,696
営業補償収入	0	6,116,474	△ 6,116,474
その他の収入計	0	8,814,170	△ 8,814,170
事業活動収入計	0	8,968,661	△ 8,968,661
2. 事業活動支出			
①管理費支出			
役員報酬支出	0	180,000	△ 180,000
福利厚生費支出	0	56,595	△ 56,595
通信運搬費支出	0	53,267	△ 53,267
消耗品費支出	0	22,590	△ 22,590
修繕費支出	0	122,100	△ 122,100
光熱水料費支出	0	332,116	△ 332,116
貸借料支出	0	44,000	△ 44,000
租税公課支出	0	206,350	△ 206,350
負担金支出	0	16,000	△ 16,000
委託費支出	0	627,000	△ 627,000
支払手数料支出	0	25,945	△ 25,945
雑支出	0	56,540	△ 56,540
管理費支出計	0	1,742,503	△ 1,742,503
②その他の支出			
回数券償却	0	214,099	△ 214,099
法人税、住民税及び事業税	0	23,600	△ 23,600
その他の支出計	0	237,699	△ 237,699
事業活動支出計	0	1,980,202	△ 1,980,202
事業活動収支差額	0	6,988,459	△ 6,988,459
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
①固定資産取得支出			
什器備品購入支出	0	25,480	△ 25,480
リース資産取得支出	0	△ 1,477,440	1,477,440
固定資産取得支出計	0	△ 1,451,960	1,451,960
投資活動支出計	0	△ 1,451,960	1,451,960
投資活動収支差額	0	1,451,960	△ 1,451,960
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
①その他の支出			
リース未払金支出	0	2,940,624	△ 2,940,624
財務活動支出計	0	2,940,624	△ 2,940,624
財務活動収支差額	0	△ 2,940,624	2,940,624
IV 予備費支出			
予備費支出	0	-	0
当期収支差額	0	5,499,795	△ 5,499,795
前期繰越収支差額	0	526,650	△ 526,650
次期繰越収支差額	0	6,026,445	△ 6,026,445

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資産については、流動資産の部の現金預金、充掛金、未収金、預け金、未収還付法人税等
負債については、流動負債の部の買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金

2. 資金の範囲の変更

なし

3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高
現金		0
普通預金		6,604,399
未収金		104,516
未収還付法人税等		0
合計		6,708,915
未払金		514,665
未払費用		0
未払消費税等		139,100
預り金		5,105
未払法人税等		23,600
合計		682,470
次期繰越収支差額		6,026,445

4. 予算額と決算額との差異が著しい科目

なし

5. 科目間の流用及び予備費の使用

なし

第31期

財務諸表

【清算事業年度】

自：令和2年8月1日

至：令和2年10月18日

〒399-1311

長野県飯田市南信濃和田456番地

一般財団法人 飯田市南信濃振興公社

(法人番号:4100005010055)

清算人 山崎 徳蔵

貸借対照表
令和 2年 10月 18日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,490,397	6,604,399	△ 4,114,002
未収金	0	104,516	△ 104,516
流動資産合計	2,490,397	6,708,915	△ 4,218,518
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
建物・付属設備	0	6,329,774	△ 6,329,774
機械・什器備品	0	2,235,367	△ 2,235,367
構築物	0	816,187	△ 816,187
リース資産	0	521,928	△ 521,928
その他固定資産合計	0	9,903,256	△ 9,903,256
固定資産合計	0	9,903,256	△ 9,903,256
資産合計	2,490,397	16,612,171	△ 14,121,774
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	514,665	△ 514,665
回数券	0	3,500,043	△ 3,500,043
未払法人税等	11,800	23,600	△ 11,800
未払消費税等	2,500	139,100	△ 136,600
預り金	0	5,105	△ 5,105
流動負債合計	14,300	4,182,513	△ 4,168,213
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	14,300	4,182,513	△ 4,168,213
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	0	7,795,440	△ 7,795,440
指定正味財産合計	0	7,795,440	△ 7,795,440
2. 一般正味財産	2,476,097	4,634,218	△ 2,158,121
正味財産合計	2,476,097	12,429,658	△ 9,953,561
負債及び正味財産合計	2,490,397	16,612,171	△ 14,121,774

正味財産増減計算書内訳表

令和 2年 8月 1日 から令和 2年 10月 18日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取補助金等				
受取補助金等振替額	7,795,440	0	0	7,795,440
雑収益				
受取利息	0	0	20	20
経常収益計	7,795,440	0	20	7,795,460
(2) 経常費用				
管理費				
旅費交通費	0	0	3,000	3,000
通信運搬費	0	0	3,359	3,359
賃借料	0	0	45,744	45,744
租税公課	0	0	55,300	55,300
支払寄付金	7,121,696	6	2	7,121,704
委託費	0	0	295,679	295,679
支払手数料	0	0	4,400	4,400
雑費	0	0	140,800	140,800
管理費計	7,121,696	6	548,284	7,669,986
経常費用計	7,121,696	6	548,284	7,669,986
評価損益等調整前当期経常増減額	673,744	△ 6	△ 548,264	125,474
当期経常増減額	673,744	△ 6	△ 548,264	125,474
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
機械・什器備品廃棄損	124,749	1,375,920	1	1,500,670
リース解約損	0	0	12,168	12,168
構築物廃棄損	758,954	0	0	758,954
固定資産売却損計	883,703	1,375,920	12,169	2,271,792
経常外費用計	883,703	1,375,920	12,169	2,271,792
当期経常外増減額	△ 883,703	△ 1,375,920	△ 12,169	△ 2,271,792
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 209,959	△ 1,375,926	△ 560,433	△ 2,146,318
税引前当期一般正味財産増減額	△ 209,959	△ 1,375,926	△ 560,433	△ 2,146,318
法人税、住民税及び事業税	0	0	11,803	11,803
当期一般正味財産増減額	△ 209,959	△ 1,375,926	△ 572,236	△ 2,158,121
一般正味財産期首残高	1,347,284	1,692,921	1,594,013	4,634,218
一般正味財産期末残高	1,137,325	316,995	1,021,777	2,476,097
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額	△ 7,795,440	0	0	△ 7,795,440
当期指定正味財産増減額	△ 7,795,440	0	0	△ 7,795,440
指定正味財産期首残高	7,795,440	0	0	7,795,440
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	1,137,325	316,995	1,021,777	2,476,097

財 産 目 録
令和 2年 10月 18日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	普通預金	飯田信用金庫南信濃支店 2659950	精算口座	2,490,397
流動資産合計				2,490,397
固定資産合計				0
資産合計				2,490,397
(流動負債)	未払法人税等	飯田市・長野県	地方税均等割	11,800
	未払消費税等	飯田税務署	消費税	2,500
流動負債合計				14,300
固定負債合計				0
負債合計				14,300
正味財産				2,476,097



残余財産引渡見込届出書(認定法26条第2項)

令和2年7月31日付けで解散した当社の残余財産引渡見込について、
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第2項により届出します。

残余財産引渡見込一覧

区分	科目名	取得年月	明細	取得価格	償却累計額	帳簿価格
現金 預金	普通預金		(見込)	—	—	2,476,097
固定 資産	建物	平成29年3月	鉄骨トタン葺河豚養殖建物	4,529,952	824,073	3,705,879
	建物付属 設備	平成12年9月	温泉交流施設配管替	210,000	210,000	0
		平成14年4月	石造浴槽改修工事	3,675,000	3,675,000	0
		平成23年10月	平成23年河豚棟設備工事	718,778	566,053	152,725
		平成29年3月	平成29年河豚棟設備工事	3,114,586	643,416	2,471,170
	構築物	平成23年10月	平成23年河豚棟構築物	2,026,972	1,969,739	57,233
	機械装置	平成23年10月	河豚サニトン紫外線流水殺菌装置	420,000	419,999	1
		平成29年3月	河豚サニトン紫外線流水殺菌装置ss901	529,200	418,702	110,498
	器具備品	平成19年4月	脱衣室ロッカー 17台	1,087,800	1,087,800	0
		平成22年1月	ホシザキ食器洗浄機JWE-680A	997,500	997,499	1
		平成22年2月	ガステーブルVT1222AR	332,220	332,218	2
		平成22年3月	テックポスレジFS2055	500,000	499,999	1
		平成22年3月	ホシザキプレハブ冷凍冷蔵庫	1,690,500	1,690,499	1
		平成24年3月	DUPLO印刷機DP-650	378,000	377,999	1
		平成26年8月	富士通PCデスクトップ	183,600	183,599	1
		平成29年3月	鑑賞用水槽設備一式	1,511,040	886,850	624,190
		令和1年8月	東芝POSレジFS-2055	1,587,600	—	1
固定資産計				23,492,748	14,783,445	7,121,704
合計				23,492,748	14,783,445	9,597,801

解 散 令和2年7月31日

最終章のロードマップは次の通り予定しております
評議委員会 令和2年10月13日

清算終了 長野県知事承認後速やかに登記

財産引渡 法人税申告の翌日(以降)

議案第4号

公平委員会の委員の選任について

下記の者を、飯田市公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 牧原 雅

議案第5号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を、飯田市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 篠田 順

議案第6号

飯田市南部財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市南部財産区管理委員に選任したいから、飯田市南部財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第47号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 安静 達祐

議案第7号

飯田市長野原財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市長野原財産区管理委員に選任したいから、飯田市長野原財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第39号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 小林 伸

飯田市在住 伊藤 正三

飯田市在住 西村 英和

飯田市在住 小林 正

飯田市在住 宮川 康彦

飯田市在住 峰尾 辰義

飯田市在住 小林 高博

議案第8号

飯田市時又財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市時又財産区管理委員に選任したいから、飯田市時又財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第40号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 楯 克司

飯田市在住 沖田 智人

飯田市在住 奥村 健助

飯田市在住 澤柳 秀人

飯田市在住 清水 美次

飯田市在住 下平 稔

飯田市在住 土屋 紀代子

議案第9号

飯田市桐林財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市桐林財産区管理委員に選任したいから、飯田市桐林財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第41号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 村松 洋平

飯田市在住 岡村 重夫

飯田市在住 板垣 実

飯田市在住 林 郁夫

飯田市在住 勝野 幸広

飯田市在住 藤本 和明

飯田市在住 岩崎 豊稔

議案第10号

飯田市上川路財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市上川路財産区管理委員に選任したいから、飯田市上川路財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第42号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 笹岡 富男

飯田市在住 坂 茂典

飯田市在住 野村 正志

飯田市在住 小室 康彦

飯田市在住 今村 真悟

議案第11号

飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民基本台帳法第12条、第12条の2若しくは第12条の3の規定による住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付又は同法第12条の4の規定による住民票の写しの交付	1通	300円
住民基本台帳法第20条の規定による戸籍の附票の写し又は戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通	300円

」

を

「

住民基本台帳法第12条、第12条の2若しくは第12条の3の規定による住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付又は同法第12条の4の規定による住民票の写しの交付	1通	300円
住民基本台帳法第15条の4の規定による住民票の除票の写し又は住民票除票記載事項証明書の交付	1通	300円
住民基本台帳法第20条の規定による戸籍の附票の写し又は戸籍の附票に記載されている事項を記載した書類の交付	1通	300円
住民基本台帳法第21条の3の規定による戸籍の附票の除票の写し又は戸籍の附票の除票に記載されている事項を記載した書類の交付	1通	300円

」

に改める。

別表第2中

「

<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）の規定により国土交通大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）が作成する図書により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合</p>	<p>一戸建ての住宅で、住宅を新築しようとする場合において国が定める基準（以下「新築基準」という。）によるもの</p>	<p>1戸</p>	<p>17,000円</p>
--	---	---	-----------	----------------

」

を

「

区分			単位	金額
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）の規定により国土交通大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）が作成</p>	<p>一戸建ての住宅で、住宅を新築しようとする場合において国が定める基準（以下「新築基準」という。）によるもの</p>	<p>1戸</p>	<p>17,000円</p>

	する図書により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合			
--	--	--	--	--

に改める。

別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部中

「29,000円」を「20,000円」に、「370,000円」を「290,000円」に改め、

同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の部中

「

6,000円
15,000円

」を「

6,000円
10,000円

」に、「180,000円」を「140,000円」に改め、

同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同部当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合の款中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、

「27,000円」を「17,000円」に改め、

同部上記区分以外の場合の款中

「144,000円」を「109,000円」に、「362,000円」を「280,000円」に改め、

同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の部中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同部当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合の款中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、

「14,000円」を「9,000円」に改め、

同部上記区分以外の場合の款中

「72,000円」を「55,000円」に、「181,000円」を「141,000円」に改め、

同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の部中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、

「27,000円」を「17,000円」に、「144,000円」を「109,000円」に、

「362,000円」を「280,000円」に改め、

同表備考6中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同表備考7中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同表備考8中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同表備考9中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、施行日以後に受け付けた申請に対する審査に係る手数料から適用し、施行日前に受け付けた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第12号

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例（平成22年飯田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表下久堅知久平第1地域振興住宅の項、上久堅中宮第1地域振興住宅の項及び三穂下瀬第1地域振興住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第13号

飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市介護保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

飯田市介護保険条例（平成12年飯田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「29,220円」を「28,704円」に改め、同項第2号中「43,824円」を「43,056円」に改め、同項第3号中「54,792円」を「53,820円」に改め、同項第4号中「65,748円」を「64,584円」に改め、同項第5号中「73,056円」を「71,760円」に改め、同項第6号中「87,660円」を「86,112円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に、「する。以下この項において」を「し、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下」に改め、同項第7号中「102,276円」を「100,464円」に改め、同項第8号中「116,880円」を「114,816円」に改め、同項第9号中「135,144円」を「132,756円」に改め、同項第10号中「142,452円」を「139,932円」に改め、同項第11号中「149,760円」を「147,108円」に改め、同項第12号中「160,716円」を「157,872円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「21,912円」を「21,528円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「第2項中「21,912円」を「前項中「21,528円」に、「36,528円」を「35,880円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「21,912円」を「21,528円」に、「51,132円」を「50,232円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

- 3 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項（同項第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33

号) 第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

4 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

議案第14号

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

飯田市福祉医療費給付金条例（平成15年飯田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ウ中「1級」の次に「又は2級」を加える。

第5条第1項第7号ア及び第8条第3項中「療養の給付を受けた」を「療養の給付等を受けた」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条第5号ウの規定は、施行日以後に受ける療養の給付等に係る給付金の支給について適用し、施行日前に受けた療養の給付等に係る給付金の支給については、なお従前の例による。

議案第15号

飯田市保健休養施設条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市保健休養施設条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市保健休養施設条例の一部を改正する条例（案）

飯田市保健休養施設条例（平成17年飯田市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（市長による管理）

第14条 市長は、飯田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理者による施設の管理の業務の全部の停止を命じたときその他指定管理者が存しないときは、指定管理者が施設を管理することができるようになるまでの間、第3条の規定にかかわらず、自ら施設を管理する。この場合において、この条例に規定する指定管理者の権限は、全て市長の名において行使するものとする。

2 前項の場合において、利用者は、第8条第2項の規定により定められた利用料金の額又は周辺施設の利用料の額その他の事項を参酌して市長が規則で定める額を使用料として市に納付しなければならない。

3 第8条第1項及び第3項、第9条並びに第11条の規定は、前項の使用料について準用する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第16号

飯田市土地利用調整条例等の一部を改正する条例の制定について

飯田市土地利用調整条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市土地利用調整条例等の一部を改正する条例（案）

（飯田市土地利用調整条例の一部改正）

第1条 飯田市土地利用調整条例（平成19年飯田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項第4号中「変更」の次に「（規則で定める行為を除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（行為の周知等）

第4条の2 開発事業者等は、前条に規定する届出に係る行為を行う前に、当該届出に係る行為の対象となる地域の住民及び基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等に対して、当該行為に関して当該地域の住民及び当該土地所有者等に説明するための会合を開催することその他の方法により当該行為の周知に努めるものとする。

2 市長は、前項に規定する周知を行った開発事業者等に対し、規則で定めるところにより当該周知の内容に関し報告を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、開発事業者等が飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例（平成24年飯田市条例第30号）第9条第1項の規定により周知を行った場合は、第1項の規定による周知を行ったものとみなす。

第5条中「（土地利用特定地区内で行為を行う者に限る。）」を「のうち、土地利用特定地区内で行為を行う者」に、「当該届出を」を「第4条第1項又は第2項の規定による届出を」に改める。

（飯田市景観条例の一部改正）

第2条 飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項第2号中「変更」の次に「（規則で定める行為を除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（行為の周知等）

第9条の2 法第16条第1項又は第2項の届出をした者（以下この条から第12条第5項までにおいて「届出をした者」という。）は、当該届出に係る行為を行う前に、当該届出に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等に対して、当該行為に関して当該地域の住民及び当該土地所有者等に説明するための会合を開催することその他の方法により当該行為の周知に努めるものとする。

2 市長は、前項に規定する周知を行った届出をした者に対し、規則で定めるところにより当

該周知の内容に関し報告を求めることができる。

第12条第3項中「地域住民等」を「この項において「地域住民等」に改め、「(以下第5項までにおいて「届出をした者」という。)」を削る。

(飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例の一部改正)

第3条 飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例(平成24年飯田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「行うもの」の次に「(規則で定める行為を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定は、次の表の左欄に掲げる条例の区分に応じ、中欄に掲げる届出に係る行為ごとに、同表の右欄に規定する日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。

飯田市土地利用調整条例	第4条第1項の規定による届出	令和3年5月1日
飯田市景観条例	景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項の規定による届出	
飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例	第3条の規定による届出	令和3年5月15日

議案第17号

飯田市松尾天竜グラウンド条例の制定について

飯田市松尾天竜グラウンド条例を下記のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市松尾天竜グラウンド条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、飯田市松尾天竜グラウンドの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 飯田市民の体力向上及びスポーツ振興のため、飯田市松尾天竜グラウンド（以下「施設」という。）を飯田市松尾寺所7305番地1に設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 施設の管理は、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により、施設の管理等を行わせる者として飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定したものをいう。以下同じ。）に行わせる。

（開場時間及び休場日）

第4条 施設の開場時間及び休場日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開場時間又は休場日を変更することができる。

(1) 開場時間 午前8時30分から午後9時30分まで

(2) 休場日 12月29日から翌年1月3日まで

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、第3条の規定により、次に掲げる業務を行う。

(1) 施設の建物、敷地及び設備の維持並びにこれらの管理に関する業務

(2) 市民による積極的な施設の利用を促進するために必要な業務

(3) 施設の利用の許可に関する業務

(4) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の納付の方法及び還付の方法を定め、並びに利用料金を徴収し、又は減免する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が別に指定する業務

（指定管理者の指定の手續等）

第6条 指定管理者の指定の手續等は、飯田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年飯田市条例第61号。第16条第1項において「指定管理者指定手續等条例」という。）によるものとする。

(利用許可)

第7条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより申請し、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。
- 3 利用許可により施設を利用する権利は、譲渡し、貸与し、又は担保に供することができない。
- 4 利用許可を受けた者は、当該利用許可の申請に係る事項で指定管理者が定めるものに変更が生じ、又は施設の利用を中止することとしたときは、指定管理者が定めるところにより直ちに申し出なければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、利用許可を受けようとする者又は利用許可を受けて施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を与えず、又は既に行った利用許可を取り消し、利用の停止を命じ、若しくは前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) 利用許可に係る利用の目的に反して施設を利用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (3) 前条第2項の規定により付された条件、同条第4項の規定又は第15条の規定に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (5) 施設の建物又は設備（以下「建物等」と総称する。）を汚損し、毀損し、若しくは滅失したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の維持管理上不相当であると認めるとき。

(利用料金の納付)

第9条 利用許可を受けて施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、別表に規定する利用料金を指定管理者の定めるところにより納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が飯田市である場合は、利用料金の納付を要さない。

(利用料金の額)

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合の専用に係る利用料金の額は、別表に規定する額に、加算額（次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を別表に規定する額に乗じて得られた額をいう。以下同じ。）を加えた額とする。この場合において、複数の区分に該当するときは、当該該当する区分ごとの加算額を合計した額を加えた額とする。

- (1) 利用者以外から金員を徴収することを目的として施設を利用する場合 次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める率
 - ア 利用者が飯田市又は下伊那郡の区域に住所を有するとき 100分の50
 - イ アに該当しないとき 100分の100
- (2) 飯田市の区域以外に住所を有する場合 100分の100
- (3) 市長が特別の理由があると認める場合 100分の100以内で市長が定める率

(利用料金の收受)

第11条 利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める率を利用料金の額に乗じて得た額を減免することができる。

- (1) 飯田市が共催する活動に利用する場合 100分の100

- (2) 飯田市が後援する活動に利用する場合 100分の50
- (3) 指定管理者が公益上特別の理由があると認める場合 指定管理者が定める率

2 前項の規定により減免を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより申請しなければならない。

(利用料金の還付)

第13条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない理由で施設が利用できなくなったとき。
- (2) 利用する日前の指定管理者が定める日までに利用者が利用許可の取消しを申し出たことにより当該利用許可が取り消された場合において、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別な理由があると認めるとき。

(原状回復義務等)

第14条 利用者は、施設の利用が終了したとき、又は第8条の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、直ちに、利用者の負担により施設を利用前の状態に復さなければならない。

2 利用者は、その責めに帰すべき事由により建物等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、指定管理者が指示するところにより、自己の負担により施設を利用前の状態に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第15条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物等を汚損し、毀損し、又は滅失しないこと。
- (2) 施設において、他者の利用の妨げになる行為をしないこと。
- (3) 利用許可に係るもの以外の場所を利用しないこと。
- (4) 施設の利用後は清掃をし、利用した用具を整理して所定の場所へ返却し、及び指定管理者の確認を受けること。
- (5) 指定管理者の許可なく次に掲げることをしないこと。
 - ア 仮設工作物の設置その他施設の設置目的以外の行為での利用
 - イ 施設における広告物等の掲示又は配布
 - ウ 物品の展示又は販売
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が行う施設の維持管理のための指示に従うこと。

(飯田市による管理)

第16条 飯田市は、指定管理者指定手続等条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理者による施設の管理の業務の全部の停止を命じたときその他指定管理者が存しないときは、指定管理者が施設を管理することができるようになるまでの間、第3条の規定にかかわらず、自ら施設を管理する。この場合において、この条例に規定する指定管理者の権限は、使用料の徴収、減免及び還付については市長が、それら以外については教育委員会が行行使するものとする。

2 前項の場合において、教育委員会の許可を受けて施設を利用しようとする者は、第9条に規定する利用料金の額を、施設の使用料として飯田市に納付しなければならない。

3 第12条及び第13条の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則

で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第9条、第10条関係）

施設等の区分	利用料金
専用する場合	1時間当たり300円

備考

- 1 「専用」とは、他の者の利用を排してする利用をいう。
- 2 この表の規定による利用料金の額の算定に当たり、施設を利用する時間に1時間未満の端数時間が生じた場合は、当該端数時間を1時間とみなして算定を行うものとする。

議案第18号

飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例（案）

飯田市美術博物館条例（昭和62年飯田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「

600円
1,200円

」 を 「

400円
750円

」 に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第19号

基本構想に基づいて定める基本計画の政策施策の体系を定めることについて

平成28年12月20日に議決を受けた基本構想である「いいだ未来デザイン2028」に基づいて基本計画の政策施策の体系を定めたいので、飯田市議会の議決すべき事件を定める条例（平成18年飯田市条例第41号）第2条第2号の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 基本構想に基づいて定める基本計画の名称 中期計画
- 2 政策施策の体系の構成 中期計画において、13の基本目標から成る基本的方向を定め、これに基づき各年度の事業を執行する。
- 3 基本的方向の期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 基本的方向の内容 次の各号に掲げる目標の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 基本目標1 稼ぎ、安心して働ける「魅力ある産業」をつくる
 - ア 地域産業の持続可能な成長を目指し、産業振興と人材育成の拠点であるエス・バードの機能を活用して、地域産業の高付加価値化に取り組み、外貨獲得と域内発注・域内調達・域内消費による域内経済循環を推進します。
 - イ 新型コロナウイルス感染症に負けない地域産業を構築するために、新たなビジネスモデルへの転換や事業承継等に取り組む事業者を支援するとともに、「環境・エネルギー」「福祉・医療」分野の産業創出を進め、様々な分野における地域産業の将来を支える担い手、起業家の育成に取り組めます。
 - ウ 外貨を稼ぐ農業を振興するとともに、「農ある豊かな暮らし」が広がる取り組みを推進し、市民が農業の持つ多面的機能への理解を深め、地域が支える農業の実現を目指します。また、豊富な森林資源を活用する視点に立ち、地域産材や間伐材が有効活用される仕組みづくりに取り組めます。
 - エ アフターコロナにおける南信州地域全体の観光振興に向けて、遠山郷、天龍峡やリニア開業により玄関口となる中間駅周辺をはじめ、各地域が持つ特色ある資源を生かして、魅力づくりに取り組む人たちを支援するとともに、様々なニーズに対応できる「旅の目的地」となる魅力を発信することで人を呼び込み、観光消費を促し、結果として観光従事者が増えるなど地域経済の振興に繋がる取組を進めます。
 - オ 多様な働き方を認め、働きやすい環境づくりを推進するために「ワークライフバランス改革」を企業とともに進めます。

- カ コロナ禍における地方への移転と分散の動きをとらえて、産業用地等の整備やエス・バードの活用など、地域の強みを生かした企業・オフィス誘致に取り組みます。
- (2) 基本目標 2 飯田の魅力を発信し、つながる人を増やし、飯田市への人の流れをつくる
- ア 交流人口、関係人口の拡大を目指し、飯田のブランド力を向上する様々な取組を支援するとともに、飯田の魅力を市民と共有しつつ、地域外の方々に認知し共感していただくための情報発信を展開します。
- イ 暮らしと交流のステージである中心市街地の魅力を磨き、空き店舗の活用を始め、既存のストックを生かした「歩く人が中心の賑わいのあるまち」づくりを進め、関係人口の増加を目指します。
- ウ 高校生や大学生と地元企業とを「つなぐ」事業を推進し、地域と若者の関係を深め、地元企業の人材確保をサポートし、若者の回帰定着を進めます。
- エ 地域の魅力や実現可能なライフスタイルを発信するとともに、職・住・暮らしの個別相談、地域の受入環境づくり、移住後の支援を行い、移住定住を推進します。
- オ 各地区が特徴を生かして交流人口・関係人口・移住者の増加を目指す「20地区田舎へ還ろう戦略」を、地域と行政が協働して進めます。
- (3) 基本目標 3 “結いの心” に根ざす教育を実践し、豊かな心とリニア時代を生きる力を育む
- ア お互いを認め合い、安心して学べる学級づくりを目指し、子どもたちの学力の保障・向上と不登校対策のため、小中連携・一貫教育を進めます。また、コロナ禍への対応を含め、全ての教育活動を通じてICTの活用を推進します。
- イ 日常生活における自他の尊厳を尊重する態度を育成し、互いを認め合える温かな人間関係づくりと個に寄り添った誰ひとり取り残さない教育や支援を推進します。
- ウ 飯田コミュニティスクールを活かし、地域・学校・家庭がそれぞれ当事者意識を持って協働し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めます。
- エ 学校給食の地産地消、有機食材の導入拡大と、献立に地域の旬の食材や郷土食、行事食を取り入れる工夫に努めながら、学校給食を活用した食育に取り組みます。
- オ 子どもが読書を楽しみ、感性や言葉を豊かにし、想像力、表現力や情報を活用する力をつけられるよう、乳幼児期から発達段階に応じて読書体験の充実に取り組みます。
- カ 就労等で放課後保護者等が不在となる家庭の児童の居場所づくりのため、児童支援員の確保や適切な配置に努めるとともに、4年生以上高学年の受入希望にも対応できる組織・体制づくりを進めます。
- キ 児童生徒の減少や学校施設の老朽化が進んでいる中で、地域に根差した飯田らしい教育環境が展開され、将来にわたり子どもたちが主体的に学び合う場とするためには、どのような学校がよいのか、子どもたちの未来のため、みんなで考えていきます。
- ク 児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、通学路安全対策や環境整備を進めるとともに、気候変動に適応した校外活動に取り組みます。
- (4) 基本目標 4 豊かな「学びの土壌」を活かした「学習と交流」を進め、飯田の自治を担い、可能性を広げられる人材を育む
- ア 住民の自治の力を高め、地域の担い手を育むため、住民の主体的な「地域の自然や文化などの地域資源を生かした学習や地域の課題解決に向けた学習」を支援します。

- イ LG(地域・地球)飯田教育の理念や地育力を活用した環境学習、ふるさと学習、体験学習等を幼児期から高校まで体系立て、子どもの主体性、創造性、社会性、協調性、課題解決力などを育み、多様な自己実現の可能性を広げます。
- ウ 飯田の価値と魅力を学び次代に繋げると共に、その素晴らしさを発信します。
- エ 民俗芸能などの伝統文化や恒川官衙遺跡、飯田古墳群、名勝天龍峡などの地域資産を地域の宝として守り、発信します。
- オ 誰もが安全で快適に利用できる社会教育施設の整備やサービスを向上させます。
- (5) 基本目標 5 文化・スポーツを通じて人と地域の輝き・うるおいをつくる
- ア 人形劇の公演・創造活動を楽しみ、その魅力を発信するとともに、「人形劇のまち」を改めて強くアピールし、国内外との交流を進めます。
- イ 多様な文化芸術の鑑賞機会や文化芸術活動の取組の充実を進めます。
- ウ 飯田市の文化芸術活動の拠点施設としての新文化会館の建て替えに向けた検討を進めます。
- エ 市民の様々なスポーツ活動を支援し、発信するとともに、スポーツや運動習慣の定着と、スポーツを通じたコミュニティづくりを進めます。また、飯田市の特徴を活かしたスポーツイベントを開催します。
- オ トップアスリートの指導やプレーに触れる機会、スポーツ指導者の育成などを通じて、競技スポーツ人口を拡大し競技志向を高めます。また、地域でトップアスリートを育てることができる取組を目指します。
- カ 全市型競技別スポーツスクールなど中学生期におけるスポーツの多様な選択肢を充実します。
- キ 誰もが安全で快適に利用できるスポーツ施設の整備やサービスを向上させます。
- (6) 基本目標 6 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ア 結婚し家庭を持ちたい希望の実現に向けて、各種の出会いの機会の創出を図るとともに、結婚相談などのサポートを強化します。
- イ 産み育てたいと思う子どもの数の希望の実現に向けて、分娩の選択肢の多様化に伴う体制の整備や産後ケアの充実を図るとともに、不妊治療に対する助成を強化します。
- ウ 児童虐待の予防・早期発見・総合的支援を行うとともに、発達に偏りのある児童の子育て相談支援を充実します。
- エ コロナ禍において一層懸念される「孤」育てを解消するため、父親、祖父母などの家族をはじめ、地域のあらゆる世代が地域の子育てに参加できる仕組みづくりを推進するとともに、家族みんなで楽しむ子育て情報発信の強化を図ります。
- オ 産休・育休後の職場復帰の希望の実現に向けて、事業所における働き方改革を促します。
- カ 共働き世帯・ひとり親世帯が安心して子育てできるよう、多様な手法を活用しつつ3歳未満児保育・保育標準時間の充実を図るとともに、スタッフの人材の確保と育成を推進します。
- キ 豊かな自然や地域資源を活用してたくましい心と体・自己肯定感と協調性を育む「いいた型自然保育」の魅力を発信します。
- (7) 基本目標 7 「市民総健康」と「生涯現役」をめざす

- ア 市民一人ひとりが、心身ともに健やかに暮らすために、市民（個人・家族）、地域（団体・機関等）、行政（専門職）等の多様な主体が一緒になって役割を発揮し、健康長寿のまちをつくります。
 - イ 若い世代や働き盛り世代において生活習慣病の重症化予防に取り組むほか、口腔衛生（お口の健康）の強化や健康ポイント制度の導入、また高齢者の多様な社会参加を促すなど健康増進に効果的な取組を強化し、人生100年時代を生き生き暮らす「幸」年齢社会をつくります。
 - ウ 健康寿命が延伸されるまちづくりに向け、第8期介護保険計画の下、介護予防に一層力を入れるとともに、必要な方に介護サービスが届くよう努めます。
 - エ 新型コロナウイルス感染症等の蔓延により当地域の医療崩壊を招かないよう、医療機関と連携し、検査・医療体制の維持と充実を図ります。
- (8) 基本目標8 共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる
- ア 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指して、地域住民や多様な主体と協働で地域福祉を進めます。
 - イ 横断的な課題や現在の福祉制度の狭間の課題に対して、丁寧な対応ができる包括的な支援体制を構築し、必要とする支援につなげ、課題解決に向けて取り組みます。
 - ウ 障がい者の社会参加を進めると共に、誰もが暮らしやすい社会を目指してユニバーサルデザインを推進します。
- (9) 基本目標9 20地区が輝く生き生きとした地域づくりを地域主体に進める
- ア 20地区の基本構想と基本計画の実現に向けて、それぞれの地区が個性を生かして魅力的な地域をつくる取組を支援します。
 - イ コロナ禍を乗り越え、時代の変化に対応していくための自治活動組織の改革改善の取組を支援します。
 - ウ 地域課題への対応や地域の魅力づくりに取り組む運営組織の立ち上げと活動を支援します。
 - エ 地域の担い手を確保し活力を維持するため、関係人口と移住・定住人口を拡大する「20地区田舎へ還ろう戦略」を推進します。
 - オ 中山間地域が持続的で元気ある地域であり続けるための取組を、地域と行政の協働により進めます。
- (10) 基本目標10 個性を尊重し、多様な価値観を認め合い、活動の場を広げる
- ア 地域の活力を生み出す市民活動が広く行われるよう、誰もがチャレンジができ、交流を通じて活動の輪が広がっていくことを目指します。
 - イ 国籍や性などの多様性を認め合い、共に支え合い、共に生きることで、誰一人取り残されない地域社会を目指します。
 - ウ 女性や若者や外国人住民を含めた多様な市民が集い、交流し、活動の輪を広げるための拠点づくりを行います。
- (11) 基本目標11 地球環境への配慮が当たり前の暮らしとまちづくりの推進
- ア 「ゼロカーボンシティ」を目指し、二酸化炭素の排出を減らす生活や事業活動への転換を進めていくため、再生可能エネルギーの域産域消や、飯田市版ZEH(ゼロエネルギー住宅)の普及、グリーンリカバリー(緑の復興)による地域の成長をテーマにした共創

の場づくりなどの取組を地域ぐるみで進めます。

イ 気候変動、生物多様性、廃棄物など身近に迫る環境問題への理解を深める環境学習を多様な世代で推進し、生活をより心豊かで環境にやさしいものにしていく実践の輪を広げます。

ウ 「もったいない」を常に心がける意識を広め、3R（リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））の実践をすすめ、地球規模の課題である温暖化対策や海洋プラスチックとフードロスの削減に地域ぐるみで貢献します。

エ リニア駅周辺を、暮らす人が住みやすく、誰もが訪れてみたい環境文化都市を感じられるモデル地域とするための取組を進めます。

(12) 基本目標12 災害や社会リスクに備え、社会基盤を強化し、地域防災力の向上を図る

ア 市民が安全・安心に暮らせるまちを目指し、地域防災力の向上、地域で取り組む防災・減災のまちづくりなど、自助・共助を支援する環境整備に取り組みます。

イ 地域防災力の要である飯田市消防団の体制強化を図ります。

ウ 暮らしを支える社会基盤の長寿命化と安全対策を図り強靱化を推進すると共に豪雨等の自然災害に対する備えを強化します。

エ 災害復旧や社会基盤の維持修繕を担う技能・技術者など担い手の育成支援及び技能・技術の伝承を意識した工事発注や研修体制構築に取り組みます。

オ 公共インフラの整備において、自然生態系に配慮した工法や緑化等のグリーンインフラの考え方を取り入れます。

(13) 基本目標13 リニア・三遠南信時代を支える都市基盤を整備する

ア リニア・三遠南信時代を見据えた土地利用について、住民の合意形成を図りながら、全市的な視点で取り組みます。

イ 県内唯一のリニア中間駅として、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備効果を地域振興に活かすことができるよう、関係者の意向や環境影響等に十分配慮しながら、リニア駅周辺や座光寺スマートIC及び関連施設道路等の施設整備を進め、広域交通拠点の整備と広域的道路ネットワークの強化をはかります。

ウ 目的地へスムーズに誘うことができ利便性も高いリニアの2次交通や持続可能な公共交通の構築を進めるとともに、この地域らしいスマートモビリティの実装に向け、AI（人工知能）やIoT（インターネットオブシングス）の技術の活用展開について研究します。

エ 市民や来訪者の利便性、安全や安心の向上等に資するデジタル化や先端技術活用の可能性を研究し、実装可能なことから実践します。

議案第20号

大鹿村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び大鹿村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と大鹿村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条第2号ア(イ) a (b)中「地域コミュニティサイト」の次に「及びケーブルテレビによるデータ放送を配信するシステム（以下「データ放送システム」という。）」を加え、同(イ) bを次のように改める。

b 甲の役割

(a) 乙と共有することができるメール配信システム及び地域コミュニティサイトを構築し、及び運営する。

(b) 乙と共有することができるデータ放送システムの構築について共同で研究する。

第3条第2号ア(イ) c中「活用する」の次に「とともに、甲と共有することができるデータ放送システムの構築について共同で研究する」を加える。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡大鹿村大字大河原354番地
乙 大鹿村
大鹿村長 熊谷 英俊

議案第21号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市保健休養施設）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市保健休養施設
- 2 指定する団体の名称
株式会社南信州観光公社
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第22号

市道路線の変更について

下記の市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

整理 番号	路 線 名	旧 新	起 点				重要な経過地	
			終 点					
1	山本224号線	旧	飯田市山本	6722	番	156	地先から	
			飯田市山本	6722	番	1	地先まで	
		新	飯田市山本	6722	番	156	地先から	
			飯田市山本	6722	番	1	地先まで	
2	山本226号線	旧	飯田市山本	6722	番	1	地先から	
			飯田市山本	6722	番	91	地先まで	
		新	飯田市山本	6722	番	1	地先から	
			飯田市山本	6722	番	91	地先まで	
3	山本227号線	旧	飯田市山本	6722	番	1	地先から	
			飯田市山本	301	番	1	地先まで	
		新	飯田市山本	6722	番	1	地先から	
			飯田市山本	301	番	1	地先まで	
4	山本228号線	旧	飯田市山本	6743	番	1	地先から	
			飯田市山本	6722	番	1	地先まで	
		新	飯田市山本	6743	番	1	地先から	
			飯田市山本	6722	番	1	地先まで	
5	山本229号線	旧	飯田市山本	6722	番	1	地先から	
			飯田市山本	6722	番	1	地先まで	
		新	飯田市山本	6722	番	69	地先から	
			飯田市山本	6722	番	69	地先まで	
6	山本230号線	旧	飯田市山本	6722	番	1	地先から	
			飯田市山本	6722	番	1	地先まで	
		新	飯田市山本	6722	番	1	地先から	
			飯田市山本	6722	番	1	地先まで	

議案第22号2

7	山本231号線	旧	飯田市山本	6722	番	78	地先から	
			飯田市山本	6722	番	1	地先まで	
		新	飯田市山本	6722	番	78	地先から	
			飯田市山本	6722	番	1	地先まで	
8	山本232号線	旧	飯田市山本	6722	番	1	地先から	
			飯田市山本	6722	番	1	地先まで	
		新	飯田市山本	6722	番	1	地先から	
			飯田市山本	6722	番	1	地先まで	

議案第23号

公の施設の指定管理者の指定について(飯田市松尾天竜グラウンド)

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市松尾天竜グラウンド
- 2 指定する団体の名称
松尾地区まちづくり委員会
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年度飯田市一般会計補正予算（第13号）案

令和2年度飯田市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,051,879千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,826,533千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
11 地方交付税	1 地方交付税
15 国庫支出金	1 国庫負担金
16 県支出金	2 国庫補助金
18 寄附金	1 県負担金
19 繰入金	2 県補助金
20 繰越金	1 寄附金
21 諸収入	2 繰入金
22 市債	1 繰越金
歳入合計	5 雑入
	1 市債

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
11,004,265	562,326	11,566,591
11,004,265	562,326	11,566,591
20,275,523	561,763	20,837,286
6,112,493	22,760	6,135,253
14,145,685	539,003	14,684,688
3,682,396	49,825	3,732,221
1,912,516	18,190	1,930,706
1,450,759	31,635	1,482,394
217,368	170,830	388,198
217,368	170,830	388,198
2,182,846	△390,000	1,792,846
2,175,659	△390,000	1,785,659
1,547,202	1,072	1,548,274
1,547,202	1,072	1,548,274
3,065,661	15,263	3,080,924
1,210,420	15,263	1,225,683
5,472,700	80,800	5,553,500
5,472,700	80,800	5,553,500
64,774,654	1,051,879	65,826,533

歳 出

款	項
1 議会費	1 議会費
2 総務費	1 総務管理費
	2 徴税費
	3 戸籍住民基本台帳費
	5 統計調査費
	6 監査委員費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費
5 労働費	1 労働諸費
6 農林水産業費	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	1 土木管理費
	2 道路橋りょう費
	3 河川費
	4 都市計画費
	5 住宅費
9 消防費	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
275,137	1,100	276,237
275,137	1,100	276,237
16,212,992	381,165	16,594,157
15,369,730	368,145	15,737,875
483,568	7,000	490,568
184,007	4,300	188,307
57,873	1,200	59,073
28,824	520	29,344
16,171,485	57,976	16,229,461
7,364,937	43,727	7,408,664
7,870,653	14,249	7,884,902
5,248,519	191,748	5,440,267
4,217,236	191,748	4,408,984
1,271,890	2,500	1,274,390
1,271,890	2,500	1,274,390
1,391,064	21,953	1,413,017
843,829	20,513	864,342
547,235	1,440	548,675
3,611,167	△10,108	3,601,059
3,611,167	△10,108	3,601,059
5,119,196	325,769	5,444,965
175,485	1,000	176,485
2,410,118	315,500	2,725,618
153,837	1,580	155,417
2,120,022	3,489	2,123,511
259,734	4,200	263,934
1,620,707	6,000	1,626,707

款	項
	1 消防費
10 教育費	
	2 小学校費
	3 中学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
13 諸支出金	
	1 積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,620,707	6,000	1,626,707
5,294,984	66,976	5,361,960
1,693,278	2,322	1,695,600
1,065,821	678	1,066,499
1,423,030	△21,738	1,401,292
601,100	85,714	686,814
404,631	6,800	411,431
404,631	6,800	411,431
64,774,654	1,051,879	65,826,533

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域振興住宅整備事業	千円 39,000
		リニア推進事業	155,782
		リニア駅周辺整備事業	381,117
		リニア代替地整備事業	340,478
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉一般経費	8,000
6 農林水産業費	1 農業費	意欲ある農業者支援事業	61,698
		国土保全対策事業	20,264
		農業水利施設保全管理整備事業	5,000
	2 林業費	林道舗装事業	13,570
		林道改良事業（補助）	63,739
7 商工費	1 商工費	天龍峡活性化事業	14,536
		上村観光施設管理事業	1,265
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装補修事業	17,500
		防災・安全交付金事業（道路整備）	50,000
		改築補助事業	116,500
		防災対策避難路整備事業	38,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道改良事業	千円 2,398
		道路自然災害防止事業	12,000
	3 河川費	河川自然災害防止事業	19,510
10 教育費	5 社会教育費	公民館改修事業	2,232
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農業施設等補助災害復旧事業	14,335
		農業施設等単独災害復旧事業	3,400
	2 公共土木施設 災害復旧費	土木施設補助災害復旧事業	205,448
		土木施設単独災害復旧事業	67,710

2 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 事業（道路整備）	千円 183,000	千円 341,900
		橋りょう長寿命化事業	61,900	219,740

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
参議院長野県選出議員補欠選挙 ポスター掲示場設置撤去業務委 託及び抄本入場券作成委託	令和2年度から令和3年度まで	千円 5,175

2 廃止

事 項	期 間	限 度 額	備 考
産業用地整備事業 市道改良工事委託	令和2年度から 令和3年度まで	千円 32,173	

3 変更

事 項	補正前の限度額	補正後の限度額
農業水利施設保全管理整備事業 (南信濃中川原頭首工)	千円 50,000	千円 95,000

第4表 地方債補正

1 変更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
老人福祉施設整備事業費	千円 60,300	千円 68,300
農業農村整備事業費	43,700	35,200
産業用地整備事業費	18,000	0
道路橋りょう整備事業費	656,300	763,900
文化財保護事業費	17,500	9,200
計	5,472,700	5,553,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	11,004,265	562,326	11,566,591
15 国庫支出金	20,275,523	561,763	20,837,286
16 県支出金	3,682,396	49,825	3,732,221
18 寄附金	217,368	170,830	388,198
19 繰入金	2,182,846	△390,000	1,792,846
20 繰越金	1,547,202	1,072	1,548,274
21 諸収入	3,065,661	15,263	3,080,924
22 市債	5,472,700	80,800	5,553,500
歳入合計	64,774,654	1,051,879	65,826,533

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	275,137	1,100	276,237
2 総務費	16,212,992	381,165	16,594,157
3 民生費	16,171,485	57,976	16,229,461
4 衛生費	5,248,519	191,748	5,440,267
5 労働費	1,271,890	2,500	1,274,390
6 農林水産業費	1,391,064	21,953	1,413,017
7 商工費	3,611,167	△10,108	3,601,059
8 土木費	5,119,196	325,769	5,444,965
9 消防費	1,620,707	6,000	1,626,707
10 教育費	5,294,984	66,976	5,361,960
13 諸支出金	404,631	6,800	411,431
歳出合計	64,774,654	1,051,879	65,826,533

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			1,100
14,398		68,510	298,257
30,617	8,000	530	18,829
3,358		500	187,890
5,331			△2,831
31,044	△8,500		△591
344,108	△18,000	10,000	△346,216
165,350	107,600		52,819
3,960			2,040
5,630	△8,300	3,000	66,646
		6,800	0
603,796	80,800	89,340	277,943

2 歳 入

(款) 11 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	11,004,265	562,326	11,566,591
1 地方交付税	11,004,265	562,326	11,566,591
1 地方交付税	11,004,265	562,326	11,566,591
15 国庫支出金	20,275,523	561,763	20,837,286
1 国庫負担金	6,112,493	22,760	6,135,253
3 民生費国庫負担金	4,450,881	22,760	4,473,641
2 国庫補助金	14,145,685	539,003	14,684,688
2 総務費国庫補助金	12,286,659	387,092	12,673,751
3 民生費国庫補助金	527,098	△2,939	524,159
8 土木費国庫補助金	715,257	165,350	880,607
10 教育費国庫補助金	460,578	△10,500	450,078
16 県支出金	3,682,396	49,825	3,732,221
1 県負担金	1,912,516	18,190	1,930,706
3 民生費県負担金	1,722,567	18,190	1,740,757
2 県補助金	1,450,759	31,635	1,482,394
4 衛生費県補助金	13,273	591	13,864
6 農林水産業費県補助金	351,020	31,044	382,064

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	562,326	特別交付税	562,326
3 障害者福祉費負担金	17,133	障害者自立支援給付費負担金	17,133
23 ひとり親家庭福祉費負担金	4,000	母子生活支援施設措置負担金	4,000
25 民間保育所費負担金	1,627	民間保育所負担金（過年度分）	1,627
9 企画費補助金	387,092	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	387,092
3 障害者福祉費補助金	668	地域生活支援事業補助金	668
7 医療費給付費補助金	△3,607	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	△3,607
23 道路新設改良費補助金	110,350	社会資本整備総合交付金（道路整備）	85,350
		防災・安全交付金（道路事業）	25,000
24 橋りょう維持費補助金	55,000	防災・安全交付金（道路事業）	55,000
53 文化財保護費補助金	△10,500	文化財保護補助金	△10,500
3 障害福祉費負担金	8,566	障害者自立支援給付費負担金	8,566
7 医療給付費負担金	1,459	後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金	1,459
23 ひとり親家庭福祉費負担金	2,000	母子生活支援施設措置負担金	2,000
25 民間保育所費負担金	6,165	民間保育所負担金（過年度分）	6,165
4 環境衛生費補助金	216	公衆浴場設備改善事業等補助金	216
5 環境保全費補助金	375	木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金	375
4 農業振興費補助金	61,698	担い手確保・経営強化支援事業補助金	61,698

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
16	2	6			
18 寄附金			217,368	170,830	388,198
1 寄附金			217,368	170,830	388,198
2 総務費寄附金			202,000	155,000	357,000
3 民生費寄附金			18	830	848
4 衛生費寄附金			100	2,000	2,100
7 商工費寄附金			4,150	10,000	14,150
10 教育費寄附金			9,100	3,000	12,100
19 繰入金			2,182,846	△390,000	1,792,846
2 基金繰入金			2,175,659	△390,000	1,785,659
1 基金繰入金			2,175,659	△390,000	1,785,659
20 繰越金			1,547,202	1,072	1,548,274
1 繰越金			1,547,202	1,072	1,548,274
1 繰越金			1,547,202	1,072	1,548,274
21 諸収入			3,065,661	15,263	3,080,924
5 雑入			1,210,420	15,263	1,225,683
1 雑入			1,210,420	15,263	1,225,683

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
7 農地費補助金	△31,050	農業水利施設保全管理整備交付金	△31,050
22 林業振興費補助金	396	野生鳥獣総合管理対策事業補助金	396
9 企画費寄附金	155,000	ふるさと寄附金	155,000
1 社会福祉総務費寄附金	300	社会福祉施設整備基金寄附金	300
		飯田ロータリークラブから	100
		飯田東ロータリークラブから	100
		国際ソロプチミスト飯田から	100
4 老人福祉費寄附金	500	老人福祉寄附金（施設整備）	500
		匿名者から	500
24 発達支援センター費寄附金	30	療育事業寄附金	30
		柏心寺「華頂婦人会」から	30
1 保健衛生費寄附金	2,000	保健衛生費寄附金	2,000
		飯田南ロータリークラブから	2,000
5 工業振興費寄附金	10,000	工業振興寄附金	10,000
21 小学校管理費寄附金	2,322	小学校寄附金	2,322
		東陽興業株式会社から	1,322
		（一財）林財団から	1,000
31 中学校管理費寄附金	678	中学校寄附金	678
		東陽興業株式会社から	678
1 財政調整基金繰入金	△390,000	財政調整基金繰入金	△390,000
1 純繰越金	1,072	純繰越金	1,072
2 総務費雑入	15,263	コミュニティ助成事業補助金	2,500

(款) 21 諸収入
(項) 5 雑入

款 項 目			補正前の額	補正額	計
21	5	1			
22 市債			5,472,700	80,800	5,553,500
1 市債			5,472,700	80,800	5,553,500
3 民生債			86,200	8,000	94,200
6 農林水産業債			195,800	△8,500	187,300
7 商工債			32,000	△18,000	14,000
8 土木債			843,600	107,600	951,200
10 教育債			743,800	△8,300	735,500
歳 入 合 計			64,774,654	1,051,879	65,826,533

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		県市町村振興協会市町村交付金 12,703 多言語対応支援金 60
4 老人福祉施設整備事業債	8,000	介護サービス施設整備事業債 8,000
7 農地事業債	△8,500	一般補助施設整備等事業債 △8,500
5 工業振興事業債	△18,000	地方道路等整備事業債 △18,000
23 道路新設改良事業債	91,400	公共事業等債 91,400
24 橋りょう維持事業債	16,200	公共事業等債 16,200
53 文化財保護事業債	△8,300	一般補助施設整備等事業債 △8,300

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	275,137	1,100	276,237				1,100
1 議会費	275,137	1,100	276,237				1,100
1 議会費	275,137	1,100	276,237				1,100
							1,100
2 総務費	16,212,992	381,165	16,594,157	14,398		68,510	298,257
1 総務管理費	15,369,730	368,145	15,737,875	14,398		68,510	285,237
1 総務管理費	1,902,519	253,868	2,156,387	568			253,300
							253,300
				568			0
				(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			568
5 自治振興費	370,057	2,500	372,557	13,830		2,500	△13,830
				478			△478
				(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			478
						2,500	0
				(諸)コミュニティ助成事業補助金			2,500

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	100	01人件費 1,100 02事務局職員人件費 1,100
3 職員手当等	1,000	2 給料 100 一般職給 100 3 職員手当等 1,000 扶養手当 300 通勤手当 100 時間外勤務手当 600
2 給料	25,000	01人件費 253,300 01人件費 253,300
3 職員手当等	223,300	2 給料 25,000 一般職給 25,000 3 職員手当等 223,300 扶養手当 1,000 通勤手当 1,000 時間外勤務手当 35,000 管理職員特別勤務手当 500 退職手当 179,000 退職手当（特別職） 4,800 児童手当 2,000
4 共済費	5,000	4 共済費 5,000 市町村共済負担金 5,000
17 備品購入費	568	10総務一般管理費 568 01総務一般管理費 568 17 備品購入費 568 事務用備品購入費 568
18 負担金補助及び交付金	2,500	01人件費 03会計年度任用職員人件費 財源内訳補正 10自治振興一般経費 2,500 04コミュニティ助成事業費 2,500 18 負担金補助及び交付金 2,500 コミュニティ助成事業補助金 2,500

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
						特定財源			一般財源			
						国県支出金	地方債	その他				
2	1	5				13,352			△13,352			
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			13,352			
		7	男女共同参画推進事業費	16,363	60	16,423			60	0		
									60	0		
		(諸)多言語対応支援金			60							
		9	企画費	441,744	98,633	540,377			65,950	32,683		
									65,950	22,210		
							(寄)ふるさと寄附金			65,950		
										10,473		
		10	人事管理費	285,285	8,000	293,285				8,000		
										8,000		
		12	交通安全施設費	15,842	3,300	19,142				3,300		
										3,300		
17	リニア推進事業費	1,436,763	1,784	1,438,547				1,784				
								△10,395				
								12,179				
2	徴税費	483,568	7,000	490,568				7,000				
	1	賦課総務費	310,099	7,000	317,099				7,000			
								7,000				

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		17移住定住推進事業費 03受験生感染症検査支援事業費 財源内訳補正	
12 委託料	60	10男女共同参画推進事業費 02多文化共生社会推進事業費 12 委託料 デザイン制作業務委託料	60 60 60
7 報償費	65,950	11特別事業費 22ふるさと飯田応援隊募集事業費 7 報償費 賞品及び記念品代	88,160 88,160 65,950 65,950
12 委託料	22,210	12 委託料 一括代行サービス業務委託料	22,210 22,210
18 負担金補助及び交付金	10,473	15交通体系整備事業費 01市民バス等運行業務費 18 負担金補助及び交付金 一般乗合旅客自動車運送事業補助金	10,473 10,473 10,473 10,473
3 職員手当等	8,000	01人件費 03会計年度任用職員人件費 3 職員手当等 退職手当（フルタイム）	8,000 8,000 8,000 8,000
27 繰出金	3,300	10交通安全施設整備費 02交通安全施設一般経費 27 繰出金 駐車場事業特別会計繰出金	3,300 3,300 3,300 3,300
12 委託料	1,784	10リニア推進事業費 05リニア駅周辺整備事業費 12 委託料 リニア駅周辺整備関連業務等委託料 07リニア代替地整備事業費 12 委託料 代替地整備業務等委託料	1,784 △10,395 △10,395 △10,395 12,179 12,179 12,179
3 職員手当等	7,000	01人件費 01人件費	7,000 7,000

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	2	1							
	3	戸籍住民基本台帳費	184,007	4,300	188,307				4,300
		1 戸籍住民基本台帳費	105,386	4,300	109,686				4,300
									4,300
	5	統計調査費	57,873	1,200	59,073				1,200
		1 統計調査総務費	18,504	1,200	19,704				1,200
									1,200
	6	監査委員費	28,824	520	29,344				520
		1 監査委員費	28,824	520	29,344				520
									520
3	民生費		16,171,485	57,976	16,229,461	30,617	8,000	530	18,829
	1	社会福祉費	7,364,937	43,727	7,408,664	24,617	8,000	500	10,610
		1 社会福祉総務費	372,706	△4,400	368,306				△4,400
									△4,400
		2 社会援護費	57,167	398	57,565	398			0
						398			0
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			398
	3	障害者福祉費	2,241,769	35,605	2,277,374	26,367			9,238

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		3 職員手当等	7,000
		時間外勤務手当	7,000
3 職員手当等	4,300	01人件費	4,300
		01人件費	4,300
		3 職員手当等	4,300
		扶養手当	300
		時間外勤務手当	4,000
3 職員手当等	1,000	01人件費	1,200
		01人件費	1,200
		3 職員手当等	1,000
		時間外勤務手当	1,000
4 共済費	200	4 共済費	200
		市町村共済負担金	200
2 給料	100	01人件費	520
		01人件費	520
		2 給料	100
		一般職給	100
3 職員手当等	420	3 職員手当等	420
		扶養手当	300
		児童手当	120
18 負担金補助及び交付金	△4,400	10社会福祉一般経費	△4,400
		03社会福祉施設等感染症感染予防対策支援事業費	△4,400
		18 負担金補助及び交付金	△4,400
		社会福祉施設等感染症感染予防対策支援事業交付金	△4,400
1 報酬	386	01人件費	398
		03会計年度任用職員人件費	398
		1 報酬	386
		報酬(パートタイム)	386
8 旅費	12	8 旅費	12
		費用弁償(パートタイム)	12

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源				
						特定財源							
						国県支出金	地方債	その他					
3	1	3				668			670				
						(国)地域生活支援事業補助金	668						
						25,699			8,568				
						(国)障害者自立支援給付費負担金	17,133						
						(県)障害者自立支援給付費負担金	8,566						
		4 老人福祉費				2,618,616	11,500	2,630,116		8,000	500	3,000	
											500	0	
										(寄)老人福祉寄附金(施設整備)	500		
										8,000		0	
										(市)介護サービス施設整備事業債	8,000		3,000
		7 医療費給付費				2,069,575	624	2,070,199	△2,148			2,772	
									△2,148			2,772	
									(国)高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	△3,607			
									(県)後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金	1,459			
		2 児童福祉費				7,870,653	14,249	7,884,902	6,000		30	8,219	
3 ひとり親家庭福祉費	465,768		8,000	473,768	6,000					2,000			
				6,000		2,000							
	(国)母子生活支援施設措置負担金	4,000											
(県)母子生活支援施設措置負担金	2,000												
4 発達支援センター費	172,779	30	172,809			30	0						
						30	0						
				(寄)療育事業寄附金	30								
5 民間保育所費	3,170,539	6,219	3,176,758				6,219						

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	1,338	10障害者福祉一般経費	1,338
		01障害者福祉一般経費	1,338
19 扶助費	34,267	12 委託料	1,338
		福祉総合システム保守改良業務委託料	1,338
		44総合支援介護給付事業費	34,267
		01総合支援介護給付事業費	34,267
		19 扶助費	34,267
		生活介護給付費	25,251
		入所施設夜間ケア給付費	9,016
17 備品購入費	8,500	10老人福祉一般経費	8,500
		01老人福祉一般経費	500
27 繰出金	3,000	17 備品購入費	500
		事業用備品購入費	500
		12南信濃福祉の里整備事業費	8,000
		17 備品購入費	8,000
		事業用備品購入費	8,000
		17介護老人保健施設事業特別会計繰出金	3,000
		01介護老人保健施設事業特別会計繰出金	3,000
		27 繰出金	3,000
		介護老人保健施設事業特別会計繰出金	3,000
27 繰出金	624	17後期高齢者医療関係一般経費	624
		02後期高齢者医療特別会計繰出金	624
		27 繰出金	624
		後期高齢者医療特別会計繰出金	624
18 負担金補助及び交付金	8,000	10ひとり親家庭福祉一般経費	8,000
		02母子生活支援施設措置費	8,000
		18 負担金補助及び交付金	8,000
		母子生活支援施設入所負担金	8,000
10 需用費	30	11発達支援センター事業費	30
		01発達支援センター事業費	30
		10 需用費	30
		消耗品費	30

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 2 5							6,219
4 衛生費	5,248,519	191,748	5,440,267	3,358		500	187,890
1 保健衛生費	4,217,236	191,748	4,408,984	3,358		500	187,890
1 保健衛生総務費	3,072,198	189,445	3,261,643	2,767		500	186,178
						500	△500
				(寄)保健衛生費寄附金		500	
							75,607
							113,838
				2,767			△2,767
				(国)新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金		2,767	
3 成人保健事業費	199,222	1,871	201,093				1,871
							△1,607
							△3,768
							7,246

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金利子及び割引料	6,219	10民間保育所等運営費	6,219
		01民間保育所等運営費	6,219
		22 償還金利子及び割引料	6,219
		過年度国庫支出金精算返還金	4,146
		過年度県支出金精算返還金	2,073
18 負担金補助及び交付金	113,838	16休日夜間急患診療所運営費	
		01休日夜間急患診療所運営費	
		財源内訳補正	
27 繰出金	75,607	19国民健康保険特別会計繰出金	75,607
		01国民健康保険特別会計繰出金	75,607
		27 繰出金	75,607
		事業勘定繰出金	75,607
		20病院事業会計負担金	113,838
		01病院事業会計負担金	113,838
		18 負担金補助及び交付金	113,838
		病院事業負担金	113,838
		28感染症予防接種事業費	
		01感染症予防接種事業費	
		財源内訳補正	
7 報償費	△16	11市民の健康づくり事業費	△1,607
		05がん検診事業費	△1,607
8 旅費	△52	7 報償費	△16
		講師謝礼	△16
12 委託料	1,939	8 旅費	△30
		普通旅費	△30
		12 委託料	△1,561
		胃がんリスク検査委託料	△286
		肺がん検診委託料	△1,232
		申請書作成業務委託料	△43
		12結核予防事業費	△3,768
		01結核予防事業費	△3,768
		8 旅費	△22
		普通旅費	△22
		12 委託料	△3,746
		レントゲン撮影委託料	△3,746
		14高齢者予防接種事業費	7,246
		01予防接種事業費	7,246

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
4	1	3							
		4 環境衛生費	62,609	432	63,041	216			216
						216			216
						(県)公衆浴場設備改善事業等補助金			216
		5 環境保全費	128,523	0	128,523	375			△375
						375			△375
						(県)木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金			375
5		労働費	1,271,890	2,500	1,274,390	5,331			△2,831
	1	労働諸費	1,271,890	2,500	1,274,390	5,331			△2,831
		1 労働諸費	1,115,771	2,500	1,118,271	5,331			△2,831
									2,500
						5,331			△5,331
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			5,331
6		農林水産業費	1,391,064	21,953	1,413,017	31,044	△8,500		△591
	1	農業費	843,829	20,513	864,342	30,648	△8,500		△1,635
		1 農業委員会費	37,694	2,015	39,709				2,015
									2,015
		4 農業振興費	150,743	61,698	212,441	61,698			0
						61,698			0
						(県)担い手確保・経営強化支援事業補助金			61,698
		7 農地費	344,032	△43,200	300,832	△31,050	△8,500		△3,650
									1,800

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		12 委託料	7,246
		予防接種委託料	7,246
18 負担金補助及び交付金	432	11環境衛生事業費	432
		01環境衛生事業費	432
		18 負担金補助及び交付金	432
		公衆浴場設備改善事業補助金	432
		19地球温暖化対策推進事業費	
		04もりのエネルギー利用推進事業費	
		財源内訳補正	
3 職員手当等	2,500	01人件費	2,500
		01人件費	2,500
		3 職員手当等	2,500
		時間外勤務手当	2,500
		10労働諸費	
		08緊急経済対策事業費	
		財源内訳補正	
18 負担金補助及び交付金	2,015	20農地流動化促進事業費	2,015
		01農地流動化促進事業費	2,015
		18 負担金補助及び交付金	2,015
		農地流動化促進事業補助金	2,015
18 負担金補助及び交付金	61,698	38意欲ある農業者支援事業費	61,698
		01意欲ある農業者支援事業費	61,698
		18 負担金補助及び交付金	61,698
		担い手確保・経営強化支援事業交付金	61,698
3 職員手当等	1,800	01人件費	1,800
		01人件費	1,800
		3 職員手当等	1,800

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 1 7				△31,050	△8,500		△5,450
				(県)農業水利施設保全管理整備交付金		△31,050	
				(市)一般補助施設整備等事業債		△8,500	
2 林業費	547,235	1,440	548,675	396			1,044
1 林業総務費	70,271	1,000	71,271				1,000
							1,000
2 林業振興費	466,255	440	466,695	396			44
				396			44
				(国)野生鳥獣総合管理対策事業補助金		396	
7 商工費	3,611,167	△10,108	3,601,059	344,108	△18,000	10,000	△346,216
1 商工費	3,611,167	△10,108	3,601,059	344,108	△18,000	10,000	△346,216
1 商工総務費	546,249	0	546,249	559			△559
				559			△559
				(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		559	
2 商業振興費	450,847	0	450,847	343,549			△343,549
				323,395			△323,395
				(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		323,395	
				20,154			△20,154
				(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		20,154	
5 工業振興費	430,963	△10,108	420,855		△18,000	10,000	△2,108
						10,000	0
				(寄)工業振興寄附金		10,000	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	△45,000	時間外勤務手当 1,800 41農業水利施設保全管理整備事業費 △45,000 01農業水利施設保全管理整備事業費 △45,000 14 工事請負費 △45,000 施設改修工事費 △45,000	
2 給料	1,000	01人件費 1,000 01人件費 1,000 2 給料 1,000 一般職給 1,000	
12 委託料	440	15鳥獣被害対策事業費 440 01鳥獣被害対策事業費 440 12 委託料 440 野生鳥獣錯誤捕獲放獣業務委託料 440	
		01人件費 03会計年度任用職員人件費 財源内訳補正	
		12商業振興事業費 02緊急経済対策事業費 財源内訳補正 03飲食店事業継続支援事業費 財源内訳補正	
12 委託料	△20,108	10工業振興一般経費 10,000 16次世代を担う産業人材育成事業費 10,000	
18 負担金補助及び交付金	10,000	18 負担金補助及び交付金 10,000 信州大学航空機システム共同研究講座コンソーシアム 補助金 10,000	

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 1 5					△18,000		△2,108
				(市)地方道路等整備事業債			△18,000
8 土木費	5,119,196	325,769	5,444,965	165,350	107,600		52,819
1 土木管理費	175,485	1,000	176,485				1,000
1 土木総務費	175,485	1,000	176,485				1,000
							1,000
2 道路橋りょう費	2,410,118	315,500	2,725,618	165,350	107,600		42,550
1 道路橋りょう総務費	150,549	2,000	152,549				2,000
							2,000
3 道路新設改良費	1,388,041	213,500	1,601,541	110,350	91,400		11,750
							1,600
				25,000	22,500		2,500
				(国)防災・安全交付金(道路事業)			25,000
				(市)公共事業等債			22,500
				85,350	68,900		7,650
				(国)社会資本整備総合交付金(道路整備)			85,350
				(市)公共事業等債			68,900
4 橋りょう維持費	272,305	100,000	372,305	55,000	16,200		28,800
				55,000	16,200		28,800
				(国)防災・安全交付金(道路事業)			55,000
				(市)公共事業等債			16,200
3 河川費	153,837	1,580	155,417				1,580
3 河川改修費	120,350	1,580	121,930				1,580

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		12企業立地費	△20,108
		03産業用地整備事業費	△20,108
		12 委託料	△20,108
		市道改良工事委託料	△20,108
3 職員手当等	1,000	01人件費	1,000
		01人件費	1,000
		3 職員手当等	1,000
		時間外勤務手当	1,000
3 職員手当等	2,000	01人件費	2,000
		01人件費	2,000
		3 職員手当等	2,000
		時間外勤務手当	2,000
3 職員手当等	1,600	01人件費	1,600
		01人件費	1,600
		3 職員手当等	1,600
		扶養手当	250
		住居手当	350
		時間外勤務手当	1,000
12 委託料	17,000		
14 工事請負費	194,900	11道路改良事業費(補助)	211,900
		06防災・安全交付金事業費(道路整備)	50,000
		14 工事請負費	50,000
		道路改良工事費	50,000
		12社会資本整備総合交付金事業費(道路整備)	161,900
		12 委託料	17,000
		測量調査業務等委託料	17,000
		14 工事請負費	144,900
		道路改良工事費	144,900
12 委託料	100,000	10橋りょう補修事業費	100,000
		02橋りょう長寿命化修繕事業費	100,000
		12 委託料	100,000
		詳細調査・実施設計業務委託料	40,000
		点検業務委託料	60,000

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8	3	3							1,580
	4	都市計画費	2,120,022	3,489	2,123,511				3,489
	5	公園費	159,846	2,389	162,235				2,389
									200
									2,189
	6	動物園管理費	48,809	1,100	49,909				1,100
									1,100
	5	住宅費	259,734	4,200	263,934				4,200
	1	住宅管理費	111,809	400	112,209				400
									400
	2	建築指導費	51,518	3,200	54,718				3,200
									3,200
	3	住宅建設費	96,407	600	97,007				600
									600

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	1,430	01人件費	1,580
		01人件費	1,580
4 共済費	150	3 職員手当等	1,430
		住居手当	330
		時間外勤務手当	1,000
		児童手当	100
		4 共済費	150
		市町村共済負担金	150
3 職員手当等	200	01人件費	200
		01人件費	200
14 工事請負費	2,189	3 職員手当等	200
		児童手当	200
		13公園維持管理費	2,189
		01都市公園維持管理費	2,189
		14 工事請負費	2,189
		公園施設補修工事費	2,189
10 需用費	1,100	10動物園管理費	1,100
		01動物園管理費	1,100
		10 需用費	1,100
		修繕料	1,100
3 職員手当等	400	01人件費	400
		01人件費	400
		3 職員手当等	400
		住居手当	300
		通勤手当	100
2 給料	1,000	01人件費	3,200
		01人件費	3,200
3 職員手当等	1,700	2 給料	1,000
		一般職給	1,000
4 共済費	500	3 職員手当等	1,700
		扶養手当	400
		時間外勤務手当	1,000
		児童手当	300
		4 共済費	500
		市町村共済負担金	500
3 職員手当等	600	01人件費	600
		01人件費	600

(款) 8 土木費
(項) 5 住宅費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
8	5	3							
9	消防費		1,620,707	6,000	1,626,707	3,960			2,040
	1 消防費		1,620,707	6,000	1,626,707	3,960			2,040
	1 常備消防費		1,003,841	6,000	1,009,841				6,000
									6,000
	5 災害対策費		366,318	0	366,318	3,960			△3,960
						3,960			△3,960
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		3,960	
10	教育費		5,294,984	66,976	5,361,960	5,630	△8,300	3,000	66,646
	2 小学校費		1,693,278	2,322	1,695,600	9,600		2,322	△9,600
	2 小学校教育振興費		881,598	2,322	883,920	9,600		2,322	△9,600
						9,600		2,322	△9,600
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		9,600	
						(寄)小学校寄附金		2,322	
	3 中学校費		1,065,821	678	1,066,499	4,800		678	△4,800
	2 中学校教育振興費		662,994	678	663,672	4,800		678	△4,800
						4,800		678	△4,800
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		4,800	
						(寄)中学校寄附金		678	
	5 社会教育費		1,423,030	△21,738	1,401,292	△8,770	△8,300		△4,668
	3 文化財保護費		108,415	△21,000	87,415	△10,500	△8,300		△2,200
						△10,500	△8,300		△2,200
						(国)文化財保護補助金		△10,500	
						(市)一般補助施設整備等事業債		△8,300	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		3 職員手当等	600
		時間外勤務手当	600
18 負担金補助及び交付金	6,000	11水道事業会計負担金	6,000
		01水道事業会計負担金	6,000
		18 負担金補助及び交付金	6,000
		消火栓設置負担金	6,000
		10災害対策一般経費	
		01災害対策一般経費	
		財源内訳補正	
10 需用費	2,222	10小学校教育振興一般経費	2,322
		01小学校教育振興事業費	2,322
17 備品購入費	100	10 需用費	2,222
		消耗品費	2,222
		17 備品購入費	100
		事業用備品購入費	100
10 需用費	678	10中学校教育振興一般経費	678
		01中学校教育振興事業費	678
		10 需用費	678
		消耗品費	678
7 報償費	△6	14恒川遺跡群保存活用事業費	△21,000
		01恒川遺跡群保存活用事業費（補助）	△21,000
8 旅費	△29	7 報償費	△6
		指導者、助言者謝礼	△6
10 需用費	1	8 旅費	△29
		普通旅費	△29
		10 需用費	1

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10	5	3							
		4 公民館費	415,197	2,332	417,529				2,332
									2,332
		7 文化会館費	292,318	△3,070	289,248	1,730			△4,800
						1,730			0
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			1,730
									△4,800
		6 保健体育費	601,100	85,714	686,814				85,714
		2 社会体育施設費	160,176	84,673	244,849				84,673
									83,789
									884
		3 社会体育学校開放費	11,928	1,041	12,969				1,041
									1,041
13		諸支出金	404,631	6,800	411,431			6,800	0
		1 積立金	404,631	6,800	411,431			6,800	0
		1 積立金	404,631	6,800	411,431			6,800	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	△308	消耗品費 12 委託料	1 △308
14 工事請負費	△20,658	測量調査等業務委託料 14 工事請負費 史跡整備工事費	△308 △20,658 △20,658
12 委託料	2,332	12公民館整備費 02公民館改修事業費 12 委託料 設計業務等委託料	2,332 2,332 2,332 2,332
10 需用費	80	11文化会館事業費 01文化会館事業費	△3,070 1,730
12 委託料	1,080	10 需用費 消耗品費	80 80
17 備品購入費	570	12 委託料 システム保守業務委託料	1,080 180
18 負担金補助及び交付金	△4,800	システム構築業務委託料 17 備品購入費 事務用備品購入費	900 570 570
		07オーケストラと友に音楽祭開催事業費 18 負担金補助及び交付金 オーケストラと友に音楽祭事業負担金	△4,800 △4,800 △4,800
14 工事請負費	884	10体育施設管理費 01体育施設管理費	83,789 83,789
16 公有財産購入費	83,789	16 公有財産購入費 普通財産土地取得費	83,789 83,789
		11体育施設整備費 03体育施設改修費 14 工事請負費 施設改修工事費	884 884 884 884
14 工事請負費	1,041	11社会体育学校開放施設整備費 02社会体育学校開放施設整備費（単独） 14 工事請負費 学校開放施設整備工事費（単独）	1,041 1,041 1,041 1,041

(款) 13 諸支出金
(項) 1 積立金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
13 1 1						6,500	0
				(寄)ふるさと寄附金		5,000	
				(寄)保健衛生費寄附金		1,500	
						300	0
				(寄)社会福祉施設整備基金寄附金		300	
歳 出 合 計	64,774,654	1,051,879	65,826,533	603,796	80,800	89,340	277,943

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	6,800	13ふるさと基金積立金 6,500 01ふるさと基金積立金 6,500 24 積立金 6,500 新規積立金 6,500 16社会福祉施設整備基金積立金 300 01社会福祉施設整備基金積立金 300 24 積立金 300 新規積立金 300

補正予算給与費明細書

1 特別職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	人数	給 与 費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当	その他の手当	計			
補正後	長等	3		27,173	11,043	23,670	61,886	7,047	68,933
	議員	23	113,784		44,353		158,137	40,358	198,495
	その他特別職	86	40,852				40,852		40,852
	計	112	154,636	27,173	55,396	23,670	260,875	47,405	308,280
補正前	長等	3		27,173	11,043	18,870	57,086	7,047	64,133
	議員	23	113,784		44,353		158,137	40,358	198,495
	その他特別職	86	40,852				40,852		40,852
	計	112	154,636	27,173	55,396	18,870	256,075	47,405	303,480
比較	長等	0		0	0	4,800	4,800	0	4,800
	議員	0	0		0		0	0	0
	その他特別職	0	0				0		0
	計	0	0	0	0	4,800	4,800	0	4,800

2 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費			共済費	合計
		給料	職員手当	計		
補正後	721	2,732,814	2,227,979	4,960,793	930,566	5,891,359
補正前	721	2,705,614	1,985,249	4,690,863	924,716	5,615,579
比較	0	27,200	242,730	269,930	5,850	275,780

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	退職手当
	補正後	80,454	34,865	35,855	313,351	982	577,336
	補正前	77,904	33,885	34,655	254,851	482	398,336
	比較	2,550	980	1,200	58,500	500	179,000

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	27,200	その他の 増加分	27,200	職員の異動等に係る増加分	
職員手当	242,730	その他の 増加分	242,730	職員の異動等に係る増加分 (1)扶養手当 2,550 (2)住居手当 980 (3)通勤手当 1,200 (4)時間外勤務手当 58,500 (5)管理職員特別勤務手当 500 (6)退職手当 179,000	給与条例第12条～第16条 給与条例第16条の2～第16条の5 給与条例第17条～第18条 給与条例第20条 給与条例第23条の2 職員の退職手当に関する条例

ウ 会計年度任用職員 ()内はパートタイム会計年度任用職員(外数) (単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報酬	給 料	職員手当	計		
補正後	122 (649)	1,094,136	230,389	177,261	1,501,786	238,655	1,740,441
補正前	122 (648)	1,093,750	230,389	169,261	1,493,400	238,655	1,732,055
比 較	0 (1)	386	0	8,000	8,386	0	8,386

職員 手当の 内訳	区 分	退職手当
	補正後	14,955
	補正前	6,955
	比 較	8,000

エ ウに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	
報 酬	386	窓口体制拡大に伴う増加	386	パートタイム会計年度任用職員分	パートタイム会計年度任用職員数の状況 令和3年3月1日 649人
職員 手当	8,000	窓口体制拡大及び上村診療所医師の退職に伴う増加	8,000	(1)退職手当 8,000	職員の退職手当に関する条例

附表2

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
又は支出額の見込み及び令和2年度以降

事 項		限 度 額	令和2年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	参議院長野県選出議員補欠選挙 ポスター掲示場設置撤去業務委 託及び抄本入場券作成委託	千円 0	年度	千円 0
補正後		5,175	2~3	5,175
補正前	産業用地整備事業 市道改良工事委託	32,173	2~3	32,173
補正後		0		0
補正前	農業水利施設保全管理整備事業 (南信濃中川原頭首工)	50,000	2~4	50,000
補正後		95,000	2~4	95,000

についての令和元年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書補正

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0			0
5,175			0
	27,100		5,073
	0		0
34,500	13,700		1,800
65,550	17,900		11,550

附表3

地方債の平成30年度末における現在高
令和2年度末における現在高の見込み

区 分	令和2年度中 増減見込み				
	令和2年度中 起債見込額				
	繰越明許分	補正前の額	補正額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	526,200	2,791,100	80,800	2,871,900	3,398,100
(2) 民生	36,300	86,200	8,000	94,200	130,500
(5) 農林	38,300	195,800	△ 8,500	187,300	225,600
(6) 商工	22,300	32,000	△ 18,000	14,000	36,300
(7) 土木	233,500	814,600	107,600	922,200	1,155,700
(10) 教育	19,900	743,800	△ 8,300	735,500	755,400
合 計	550,800	5,472,700	80,800	5,553,500	6,104,300

並びに令和元年度末及び
に関する調書補正

令和2年度末現在高見込額		
補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
21,597,342	80,800	21,678,142
1,399,937	8,000	1,407,937
1,369,511	△ 8,500	1,361,011
658,616	△ 18,000	640,616
5,426,209	107,600	5,533,809
4,963,473	△ 8,300	4,955,173
43,387,036	80,800	43,467,836

令和2年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

令和2年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203,944千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,726,557千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

事業勘定

歳入

款	項
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税
2 国庫支出金	2 国庫補助金
3 県支出金	1 県負担金・補助金
5 繰入金	1 他会計繰入金
	2 基金繰入金
7 諸収入	
	3 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,574,190	63,835	1,638,025
1,574,190	63,835	1,638,025
54,247	△38,301	15,946
54,247	△38,301	15,946
6,507,519	△286,590	6,220,929
6,507,519	△286,590	6,220,929
724,592	1,834	726,426
513,454	75,607	589,061
211,138	△73,773	137,365
15,128	55,278	70,406
4,832	55,278	60,110
8,930,501	△203,944	8,726,557

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 保険給付費	1 療養諸費 2 高額療養費
3 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分 2 後期高齢者支援金等分 3 介護納付金分
8 諸支出金	1 還付金及び償還金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
128,030	5,928	133,958
106,363	5,928	112,291
6,419,656	△272,088	6,147,568
5,563,932	△270,676	5,293,256
790,122	△1,412	788,710
2,257,669	0	2,257,669
1,462,543	0	1,462,543
577,233	0	577,233
217,893	0	217,893
51,926	62,216	114,142
38,426	62,216	100,642
8,930,501	△203,944	8,726,557

事業勘定

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,574,190	63,835	1,638,025
2 国庫支出金	54,247	△38,301	15,946
3 県支出金	6,507,519	△286,590	6,220,929
5 繰入金	724,592	1,834	726,426
7 諸収入	15,128	55,278	70,406
歳入合計	8,930,501	△203,944	8,726,557

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	128,030	5,928	133,958
2 保険給付費	6,419,656	△272,088	6,147,568
3 国民健康保険事業費納付金	2,257,669	0	2,257,669
8 諸支出金	51,926	62,216	114,142
歳出合計	8,930,501	△203,944	8,726,557

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		5,928	0
△272,088			0
△44,835		21,732	23,103
△7,968			70,184
△324,891		27,660	93,287

事業勘定

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,574,190	63,835	1,638,025
1 国民健康保険税	1,574,190	63,835	1,638,025
1 一般被保険者国民健康保険税	1,572,552	63,835	1,636,387
2 国庫支出金	54,247	△38,301	15,946
2 国庫補助金	54,247	△38,301	15,946
7 災害等臨時特例補助金	49,641	△38,301	11,340
3 県支出金	6,507,519	△286,590	6,220,929
1 県負担金・補助金	6,507,519	△286,590	6,220,929
1 保険給付費等交付金	6,507,519	△286,590	6,220,929
5 繰入金	724,592	1,834	726,426
1 他会計繰入金	513,454	75,607	589,061
1 一般会計繰入金	513,454	75,607	589,061
2 基金繰入金	211,138	△73,773	137,365
1 国民健康保険事業基金繰入金	211,138	△73,773	137,365
7 諸収入	15,128	55,278	70,406
3 雑入	4,832	55,278	60,110
5 雑入	202	55,278	55,480
歳 入 合 計	8,930,501	△203,944	8,726,557

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 医療給付費分現年課税分	38,009	普通徴収分	38,009
2 後期高齢者支援金分現年課税分	16,360	普通徴収分	16,360
3 介護納付金分現年課税分	9,466	普通徴収分	9,466
1 災害等臨時特例補助金	△38,301	災害等臨時特例補助金	△38,301
1 保険給付費等交付金（普通交付金）	△272,088	保険給付費等交付金（普通交付金）	△272,088
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	△14,502	保険給付費等交付金（特別交付金）	△14,502
1 保険基盤安定繰入金	67,001	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	32,384
		保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	34,617
2 職員給与費等繰入金	5,928	職員給与費等繰入金	5,928
4 財政安定化支援事業繰入金	2,678	財政安定化支援事業繰入金	2,678
1 国民健康保険事業基金繰入金	△73,773	国民健康保険事業基金繰入金	△73,773
1 雑入	55,278	雑入	55,278

事業勘定

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	128,030	5,928	133,958			5,928	0
1 総務管理費	106,363	5,928	112,291			5,928	0
1 一般管理費	102,712	5,928	108,640			5,928	0
						4,023	0
						(繰)職員給与費等繰入金 4,023	
						1,905	0
						(繰)職員給与費等繰入金 1,905	
2 保険給付費	6,419,656	△272,088	6,147,568	△272,088			0
1 療養諸費	5,563,932	△270,676	5,293,256	△270,676			0
1 一般被保険者療養給付費	5,468,271	△268,483	5,199,788	△268,483			0
				△268,483			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)		△268,483	
3 一般被保険者療養費	70,337	△3,267	67,070	△3,267			0
				△3,267			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)		△3,267	
5 審査支払手数料	18,309	1,074	19,383	1,074			0
				1,074			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)		1,074	
2 高額療養費	790,122	△1,412	788,710	△1,412			0
1 一般被保険者高額療養費	787,784	△1,416	786,368	△1,416			0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	1,500	01人件費 01人件費	4,023 4,023
3 職員手当等	1,800	2 給料 一般職給	1,500 1,500
4 共済費	500	3 職員手当等 住居手当	1,800 300
11 役務費	1,900	時間外勤務手当	1,500
18 負担金補助及び交付金	228	4 共済費 市町村共済負担金	500 500
		18 負担金補助及び交付金 退職手当引当金	223 223
		10一般管理費	1,905
		01一般管理費	1,905
		11 役務費 手数料	1,900 1,900
		18 負担金補助及び交付金 給与計算事務負担金	5 5
18 負担金補助及び交付金	△268,483	10一般被保険者療養給付費 01一般被保険者療養給付費	△268,483 △268,483
		18 負担金補助及び交付金 診療報酬等保険者負担金	△268,483 △268,483
18 負担金補助及び交付金	△3,267	10一般被保険者療養費 01一般被保険者療養費	△3,267 △3,267
		18 負担金補助及び交付金 療養費等保険者負担金	△3,267 △3,267
11 役務費	1,074	10審査支払手数料 01審査支払手数料	1,074 1,074
		11 役務費 手数料	1,074 1,074

(款) 2 保険給付費
(項) 2 高額療養費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 2 1				△1,416			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			△1,416
4 退職被保険者高額 介護合算療養費	2	4	6	4			0
				4			0
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			4
3 国民健康保険事業費納 付金	2,257,669	0	2,257,669	△44,835		21,732	23,103
1 医療給付費分	1,462,543	0	1,462,543	△38,009		△4,094	42,103
1 一般被保険者医療 給付費分	1,462,525	0	1,462,525	△38,009		△4,094	42,103
				△38,009		△4,094	42,103
				(国)災害等臨時特例補助 金			△22,805
				(県)保険給付費等交付金 (特別交付金)			△15,204
				(繰)保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)			32,384
				(繰)保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)			34,617
				(繰)財政安定化支援事業 繰入金			2,678
				(繰)国民健康保険事業基 金繰入金			△73,773
2 後期高齢者支援金等 分	577,233	0	577,233	△16,360		16,360	0
1 一般被保険者後期 高齢者支援金等分	577,220	0	577,220	△16,360		16,360	0
				△16,360		16,360	0
				(国)普通徴収分			16,360
				(国)災害等臨時特例補助 金			△9,816
				(県)保険給付費等交付金 (特別交付金)			△6,544
3 介護納付金分	217,893	0	217,893	9,534		9,466	△19,000
1 介護納付金分	217,893	0	217,893	9,534		9,466	△19,000
				9,534		9,466	△19,000
				(国)普通徴収分			9,466
				(国)災害等臨時特例補助 金			△5,680

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	△1,416	10一般被保険者高額療養費 01一般被保険者高額療養費 18 負担金補助及び交付金 高額療養費等保険者負担金	△1,416 △1,416 △1,416 △1,416
18 負担金補助及び交付金	4	10退職被保険者高額介護合算療養費 01退職被保険者高額介護合算療養費 18 負担金補助及び交付金 高額介護合算療養費等保険者負担金	4 4 4 4
		10一般被保険者医療給付費分 01一般被保険者医療給付費分 財源内訳補正	
		10一般被保険者後期高齢者支援金等分 01一般被保険者後期高齢者支援金等分 財源内訳補正	
		10介護納付金分 01介護納付金分 財源内訳補正	

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 3 1				(県)保険給付費等交付金 (特別交付金) 15,214			
8 諸支出金	51,926	62,216	114,142	△7,968			70,184
1 還付金及び償還金	38,426	62,216	100,642	△7,968			70,184
1 一般被保険者国民健康保険税還付金	20,468	△7,968	12,500	△7,968			0
				△7,968			0
				(県)保険給付費等交付金 (特別交付金) △7,968			
3 一般被保険者償還金	17,432	64,359	81,791				64,359
							64,359
4 退職被保険者等償還金	26	5,825	5,851				5,825
							5,825
歳 出 合 計	8,930,501	△203,944	8,726,557	△324,891		27,660	93,287

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	△7,968	10一般被保険者国民健康保険税還付金 △7,968 01一般被保険者国民健康保険税還付金 △7,968 22 償還金利子及び割引料 △7,968 還付金 △7,968
22 償還金利子及び割引料	64,359	10一般被保険者償還金 64,359 01一般被保険者償還金 64,359 22 償還金利子及び割引料 64,359 過年度県支出金精算返還金 64,359
22 償還金利子及び割引料	5,825	10退職被保険者等償還金 5,825 01退職被保険者等償還金 5,825 22 償還金利子及び割引料 5,825 過年度県支出金精算返還金 5,825

附表

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	11	36,535	20,020	56,555	12,075	68,630
補正前	11	35,035	18,220	53,255	11,575	64,830
比 較	0	1,500	1,800	3,300	500	3,800

職員 手当 の内 訳	区 分	住居手当	時間外勤務 手 当
	補正後	1,158	4,000
	補正前	858	2,500
	比 較	300	1,500

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給料	1,500	その他の 増加分	1,500	職員の異動等に係る増加分	
職員 手当	1,800	その他の 増加分	1,800	職員の異動等に係る増加分 (1)住居手当 300 (2)時間外勤務手当 1,500	給与条例第16条の2～第16条の5 給与条例第20条

令和2年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

令和2年度飯田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ624千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,485,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 繰入金	
	1 一般会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
293,266	624	293,890
293,266	624	293,890
1,485,100	624	1,485,724

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴収費
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
37,536	△1,322	36,214
25,778	871	26,649
11,758	△2,193	9,565
1,445,464	1,946	1,447,410
1,445,464	1,946	1,447,410
1,485,100	624	1,485,724

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	293,266	624	293,890
歳入合計	1,485,100	624	1,485,724

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	37,536	△1,322	36,214
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,445,464	1,946	1,447,410
歳出合計	1,485,100	624	1,485,724

2 歳 入

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	293,266	624	293,890
1 一般会計繰入金	293,266	624	293,890
1 事務費繰入金	36,635	△1,322	35,313
2 保険基盤安定繰入金	256,631	1,946	258,577
歳 入 合 計	1,485,100	624	1,485,724

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	事務費繰入金	△1,322	事務費繰入金	△1,322
1	保険基盤安定繰入金	1,946	保険基盤安定繰入金	1,946

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	37,536	△1,322	36,214			△1,322	0
1 総務管理費	25,778	871	26,649			871	0
1 総務管理費	25,778	871	26,649			871	0
						871	0
				(繰)事務費繰入金			871
2 徴収費	11,758	△2,193	9,565			△2,193	0
1 徴収費	11,758	△2,193	9,565			△2,193	0
						△2,193	0
				(繰)事務費繰入金			△2,193
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,445,464	1,946	1,447,410			1,946	0
1 後期高齢者医療広域 連合納付金	1,445,464	1,946	1,447,410			1,946	0
1 後期高齢者医療広 域連合納付金	1,445,464	1,946	1,447,410			1,946	0
						1,946	0
				(繰)保険基盤安定繰入金			1,946
歳 出 合 計	1,485,100	624	1,485,724			624	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	500	01人件費	871
		01人件費	871
3 職員手当等	300	2 給料	500
		一般職給	500
18 負担金補助及び交付金	71	3 職員手当等	300
		扶養手当	120
		児童手当	180
		18 負担金補助及び交付金	71
		退職手当引当金	71
12 委託料	△2,193	10賦課徴收費	△2,193
		01賦課徴收費	△2,193
		12 委託料	△2,193
		システム改修業務委託料	△2,193
18 負担金補助及び交付金	1,946	10後期高齢者医療広域連合納付金	1,946
		01後期高齢者医療広域連合納付金	1,946
		18 負担金補助及び交付金	1,946
		保険料等負担金	1,946

附表

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	4	11,027	6,155	17,182	3,336	20,518
補正前	3	10,527	6,035	16,562	3,336	19,898
比 較	1	500	120	620	0	620

職員 手当 の 内 訳	区 分	扶養手当
	補正後	360
	補正前	240
	比 較	120

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給料	500	その他の 増加分	500	職員の異動等に係る増加分	
職員 手当	120	その他の 増加分	120	職員の異動等に係る増加分 (1)扶養手当 120	給与条例第12条～第16条

令和2年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第4号）案

令和2年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,631千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,117,552千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 保険料	1 介護保険料
2 国庫支出金	2 国庫補助金
6 財産収入	1 財産運用収入
7 繰入金	2 基金繰入金
8 繰越金	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,461,835	△1,000	2,460,835
2,461,835	△1,000	2,460,835
2,893,596	20,786	2,914,382
889,800	20,786	910,586
351	1,049	1,400
351	1,049	1,400
1,738,664	△10,108	1,728,556
10,108	△10,108	0
108,794	77,904	186,698
108,794	77,904	186,698
12,028,921	88,631	12,117,552

歳 出

款	項							
2 保険給付費	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="748 302 1439 365"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 365 1439 427">1 介護サービス等諸費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 427 1439 490">2 介護予防サービス等諸費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 490 1439 553">3 その他諸費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 553 1439 616">4 高額介護サービス等費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 616 1439 678">5 高額医療合算介護サービス等費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 678 1439 745">7 特定入所者介護サービス等費</td> </tr> </table>		1 介護サービス等諸費	2 介護予防サービス等諸費	3 その他諸費	4 高額介護サービス等費	5 高額医療合算介護サービス等費	7 特定入所者介護サービス等費
1 介護サービス等諸費								
2 介護予防サービス等諸費								
3 その他諸費								
4 高額介護サービス等費								
5 高額医療合算介護サービス等費								
7 特定入所者介護サービス等費								
5 地域支援事業費	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="748 745 1439 808"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 808 1439 871">1 介護予防・生活支援サービス事業費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 871 1439 936">3 包括的支援事業・任意事業費</td> </tr> </table>		1 介護予防・生活支援サービス事業費	3 包括的支援事業・任意事業費				
1 介護予防・生活支援サービス事業費								
3 包括的支援事業・任意事業費								
6 基金積立金	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="748 936 1439 999"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 999 1439 1944">1 基金積立金</td> </tr> </table>		1 基金積立金					
1 基金積立金								
歳 出 合 計								

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
11,197,144	0	11,197,144
10,385,356	△14,000	10,371,356
203,916	0	203,916
10,724	0	10,724
212,776	14,000	226,776
35,381	0	35,381
348,991	0	348,991
506,852	0	506,852
326,394	0	326,394
166,045	0	166,045
351	88,631	88,982
351	88,631	88,982
12,028,921	88,631	12,117,552

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	2,461,835	△1,000	2,460,835
2 国庫支出金	2,893,596	20,786	2,914,382
6 財産収入	351	1,049	1,400
7 繰入金	1,738,664	△10,108	1,728,556
8 繰越金	108,794	77,904	186,698
歳入合計	12,028,921	88,631	12,117,552

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	11,197,144	0	11,197,144
5 地域支援事業費	506,852	0	506,852
6 基金積立金	351	88,631	88,982
歳出合計	12,028,921	88,631	12,117,552

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1,000			△1,000
19,786			△19,786
		1,049	87,582
20,786		1,049	66,796

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 保険料	2,461,835	△1,000	2,460,835
1 介護保険料	2,461,835	△1,000	2,460,835
1 第1号被保険者保険料	2,461,835	△1,000	2,460,835
2 国庫支出金	2,893,596	20,786	2,914,382
2 国庫補助金	889,800	20,786	910,586
1 財政調整交付金	737,447	400	737,847
7 災害等臨時特例補助金	0	600	600
13 保険者機能強化推進交付金	18,380	684	19,064
14 介護保険保険者努力支援交付金	0	19,102	19,102
6 財産収入	351	1,049	1,400
1 財産運用収入	351	1,049	1,400
2 基金運用収入	351	1,049	1,400
7 繰入金	1,738,664	△10,108	1,728,556
2 基金繰入金	10,108	△10,108	0
1 介護給付費準備基金繰入金	10,108	△10,108	0
8 繰越金	108,794	77,904	186,698
1 繰越金	108,794	77,904	186,698
1 繰越金	108,794	77,904	186,698
歳 入 合 計	12,028,921	88,631	12,117,552

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 現年度分特別徴収保険料	△1,000	現年度分特別徴収保険料	△1,000
1 現年度分調整交付金	400	現年度分特別調整交付金	400
1 現年度分	600	現年度分	600
1 保険者機能強化推進交付金	684	保険者機能強化推進交付金	684
1 介護保険保険者努力支援交付金	19,102	介護保険保険者努力支援交付金	19,102
1 基金利子	1,049	介護給付費準備基金利子	1,049
1 介護給付費準備基金繰入金	△10,108	介護給付費準備基金繰入金	△10,108
2 純繰越金	77,904	純繰越金	77,904

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	11,197,144	0	11,197,144	1,000			△1,000
1 介護サービス等諸費	10,385,356	△14,000	10,371,356	△4,523		△5,597	△3,880
1 介護サービス等諸費	10,385,356	△14,000	10,371,356	△4,523		△5,597	△3,880
				△6,267		△6,796	△3,937
				(国)現年度分		△3,400	
				(国)現年度分普通調整交付金		△1,094	
				(国)現年度分特別調整交付金		141	
				(国)現年度分		211	
				(支)現年度分		△4,590	
				(県)現年度分		△2,125	
				(繰)現年度分		△2,125	
				(繰)現年度分		△81	
				1			△1
				(国)現年度分		1	
				149			△149
				(国)現年度分特別調整交付金		60	
				(国)現年度分		89	
				374			△374
				(国)現年度分特別調整交付金		151	
				(国)現年度分		223	
				585		599	316
				(国)現年度分		300	
				(国)現年度分普通調整交付金		97	
				(国)現年度分		1	
				(支)現年度分		405	
				(県)現年度分		187	
				(繰)現年度分		187	
				(繰)現年度分		7	
				587		600	313
				(国)現年度分		300	
				(国)現年度分普通調整交付金		97	
				(国)現年度分特別調整交付金		1	
				(国)現年度分		1	
				(支)現年度分		405	
				(県)現年度分		188	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	△14,000	11 居宅介護サービス給付費 △17,000 01 居宅介護サービス給付費 △17,000 18 負担金補助及び交付金 △17,000 介護サービス費等保険者負担金 △17,000 12 特例居宅介護サービス給付費 01 特例居宅介護サービス給付費 財源内訳補正 13 地域密着型介護サービス給付費 01 地域密着型介護サービス給付費 財源内訳補正 15 施設介護サービス給付費 01 施設介護サービス給付費 財源内訳補正 17 居宅介護福祉用具購入費 1,500 01 居宅介護福祉用具購入費 1,500 18 負担金補助及び交付金 1,500 介護サービス費等保険者負担金 1,500 18 居宅介護住宅改修費 1,500 01 居宅介護住宅改修費 1,500 18 負担金補助及び交付金 1,500 介護サービス費等保険者負担金 1,500

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 1 1				(繰)現年度分			188	
				(繰)現年度分			7	
				48				△48
				(国)現年度分特別調整交 付金			19	
				(国)現年度分			29	
2 介護予防サービス等 諸費	203,916	0	203,916	18				△18
1 介護予防サービス 等諸費	203,916	0	203,916	18				△18
				△375			△400	△225
				(国)現年度分			△200	
				(国)現年度分普通調整交 付金			△64	
				(国)現年度分特別調整交 付金			6	
				(国)現年度分			8	
				(支)現年度分			△270	
				(県)現年度分			△125	
				(繰)現年度分			△125	
				(繰)現年度分			△5	
				389			400	211
				(国)現年度分			200	
				(国)現年度分普通調整交 付金			64	
				(支)現年度分			270	
				(県)現年度分			125	
				(繰)現年度分			125	
				(繰)現年度分			5	
				1				△1
				(国)現年度分			1	
				3				△3
				(国)現年度分特別調整交 付金			1	
				(国)現年度分			2	
3 その他諸費	10,724	0	10,724	1				△1
1 審査支払手数料	10,724	0	10,724	1				△1
				1				△1
				(国)現年度分			1	
4 高額介護サービス等 費	212,776	14,000	226,776	5,470		5,597		2,933

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		19 居宅介護サービス計画給付費 01 居宅介護サービス計画給付費 財源内訳補正
18 負担金補助及び交付金	0	11 介護予防サービス給付費 △1,000 01 介護予防サービス給付費 △1,000 18 負担金補助及び交付金 △1,000 介護サービス費等保険者負担金 △1,000
		15 介護予防福祉用具購入費 1,000 01 介護予防福祉用具購入費 1,000 18 負担金補助及び交付金 1,000 介護サービス費等保険者負担金 1,000
		16 介護予防住宅改修費 01 介護予防住宅改修費 財源内訳補正
		17 介護予防サービス計画給付費 01 介護予防サービス計画給付費 財源内訳補正
		10 審査支払手数料 01 審査支払手数料 財源内訳補正

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	4	1 高額介護サービス費	212,626	14,000	226,626	5,470		5,597	2,933
						5,470		5,597	2,933
						(国)現年度分		2,800	
						(国)現年度分普通調整交付金		900	
						(国)現年度分特別調整交付金		8	
						(国)現年度分		12	
						(支)現年度分		3,780	
						(県)現年度分		1,750	
						(繰)現年度分		1,750	
						(繰)現年度分		67	
		5 高額医療合算介護サービス等費	35,381	0	35,381	3			△3
		1 高額医療合算介護サービス費	35,331	0	35,331	3			△3
						3			△3
						(国)現年度分特別調整交付金		1	
						(国)現年度分		2	
		7 特定入所者介護サービス等費	348,991	0	348,991	31			△31
		1 特定入所者介護サービス等費	348,991	0	348,991	31			△31
						31			△31
						(国)現年度分特別調整交付金		12	
						(国)現年度分		19	
5		地域支援事業費	506,852	0	506,852	19,786			△19,786
		1 介護予防・生活支援サービス事業費	326,394	0	326,394	722			△722
		1 サービス事業費	289,437	0	289,437	722			△722
						722			△722
						(国)保険者機能強化推進交付金		△18,380	
						(国)介護保険保険者努力支援交付金		19,102	
		3 包括的支援事業・任意事業費	166,045	0	166,045	19,064			△19,064
		1 包括的支援事業費	151,162	0	151,162	19,064			△19,064

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	14,000	10高額介護サービス費 14,000 01高額介護サービス費 14,000 18 負担金補助及び交付金 14,000 高額介護サービス費等保険者負担金 14,000
		10高額医療合算介護サービス費 01高額医療合算介護サービス費 財源内訳補正
		11特定入所者介護サービス費 01特定入所者介護サービス費 財源内訳補正
		20通所型サービス費 01通所型サービス費 財源内訳補正

(款) 5 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 3 1				19,064			△19,064
				(国)保険者機能強化推進 交付金			19,064
6 基金積立金	351	88,631	88,982			1,049	87,582
1 基金積立金	351	88,631	88,982			1,049	87,582
1 積立金	351	88,631	88,982			1,049	87,582
						1,049	87,582
				(財)介護給付費準備基金 利子			1,049
歳 出 合 計	12,028,921	88,631	12,117,552	20,786		1,049	66,796

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		10包括的支援事業費 01地域包括支援センター運営事業費 財源内訳補正
24 積立金	88,631	10介護給付費準備基金積立金 88,631 01介護給付費準備基金積立金 88,631 24 積立金 88,631 新規積立金 87,582 基金利子積立金 1,049

令和2年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）案

令和2年度飯田市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,493千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 使用料及び手数料	1 使用料
2 財産収入	1 財産運用収入
3 繰越金	1 繰越金
5 繰入金	2 他会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
63,476	△23,093	40,383
63,476	△23,093	40,383
572	507	1,079
572	507	1,079
6,427	14,793	21,220
6,427	14,793	21,220
0	3,300	3,300
0	3,300	3,300
70,500	△4,493	66,007

歳 出

款	項
3 諸支出金	
	1 積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,572	△4,493	1,079
5,572	△4,493	1,079
70,500	△4,493	66,007

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	63,476	△23,093	40,383
2 財産収入	572	507	1,079
3 繰越金	6,427	14,793	21,220
5 繰入金	0	3,300	3,300
歳入合計	70,500	△4,493	66,007

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金	5,572	△4,493	1,079
歳 出 合 計	70,500	△4,493	66,007

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源		一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債		そ の 他
		507	△5,000
		507	△5,000

2 歳 入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	63,476	△23,093	40,383
1 使用料	63,476	△23,093	40,383
1 駐車場使用料	63,476	△23,093	40,383
2 財産収入	572	507	1,079
1 財産運用収入	572	507	1,079
1 基金運用収入	572	507	1,079
3 繰越金	6,427	14,793	21,220
1 繰越金	6,427	14,793	21,220
1 繰越金	6,427	14,793	21,220
5 繰入金	0	3,300	3,300
2 他会計繰入金	0	3,300	3,300
1 一般会計繰入金	0	3,300	3,300
歳 入 合 計	70,500	△4,493	66,007

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	駐車場使用料	△23,093	中央駐車場一般使用料 △10,136 本町駐車場一般使用料 △5,867 飯田駅駐車場一般使用料 △3,467 市営駐車場使用料（駐車サービス券分） △1,555 扇町駐車場一般使用料 △2,068
1	基金利子	507	駐車場事業基金利子 507
1	純繰越金	14,793	純繰越金 14,793
1	一般会計繰入金	3,300	一般会計繰入金 3,300

3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 1 積立金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 諸支出金	5,572	△4,493	1,079			507	△5,000
1 積立金	5,572	△4,493	1,079			507	△5,000
1 積立金	5,572	△4,493	1,079			507	△5,000
						507	△5,000
				(財)駐車場事業基金利子		507	
歳 出 合 計	70,500	△4,493	66,007			507	△5,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	△4,493	10 駐車場事業基金積立金 △4,493 01 駐車場事業基金積立金 △4,493 24 積立金 △4,493 新規積立金 △5,000 基金利子積立金 507

令和2年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）案

令和2年度飯田市の介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ710,140千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 繰入金	
	1 他会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
137,158	3,000	140,158
137,158	3,000	140,158
707,140	3,000	710,140

歳 出

款	項
1 介護老人保健施設費	1 介護老人保健施設費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
707,140	3,000	710,140
707,140	3,000	710,140
707,140	3,000	710,140

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	137,158	3,000	140,158
歳入合計	707,140	3,000	710,140

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護老人保健施設費	707,140	3,000	710,140
歳 出 合 計	707,140	3,000	710,140

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源		一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債		そ の 他
		3,000	0
		3,000	0

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	137,158	3,000	140,158
1 他会計繰入金	137,158	3,000	140,158
1 一般会計繰入金	137,158	3,000	140,158
歳 入 合 計	707,140	3,000	710,140

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	3,000	一般会計繰入金 3,000

3 歳 出

(款) 1 介護老人保健施設費

(項) 1 介護老人保健施設費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護老人保健施設費	707,140	3,000	710,140			3,000	0
1 介護老人保健施設費	707,140	3,000	710,140			3,000	0
1 介護老人保健施設 管理費	626,508	3,000	629,508			3,000	0
						3,000	0
				(繰)一般会計繰入金			
歳 出 合 計	707,140	3,000	710,140			3,000	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	3,000	01人件費 3,000 01人件費 3,000 3 職員手当等 3,000 時間外勤務手当 3,000

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	56	219,350	123,103	342,453	73,070	415,523
補正前	55	219,350	120,103	339,453	73,070	412,523
比 較	1	0	3,000	3,000	0	3,000

職員 手当 の内 訳	区 分	時間外勤務 手 当
	補正後	8,300
	補正前	5,300
	比 較	3,000

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員 手当	3,000	その他の 増加分	3,000	職員の異動等に係る増加分 (1)時間外勤務手当 3,000	給与条例第20条

令和2年度飯田市下水道事業会計補正予算（第2号）案

第1条 令和2年度飯田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度飯田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,431,650千円」を「1,447,550千円」に、過年度分損益勘定留保資金「884,184千円」を「900,084千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,052,800千円	120,100千円	1,172,900千円
第1項 企業債	232,500千円	61,200千円	293,700千円
第3項 国庫補助金	17,500千円	58,900千円	76,400千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,484,450千円	136,000千円	2,620,450千円
第1項 建設改良費	552,499千円	136,000千円	688,499千円

第3条 予算第6条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
下水道事業	232,500千円	61,200千円	293,700千円
(公共下水道建設改良)	(145,200)	(61,200)	(206,400)
(公共下水道特別措置分)	(87,300)	(0)	(87,300)

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

令和2年度 飯田市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	資本的收入		1,052,800	120,100	1,172,900	
	01	企業債	232,500	61,200	293,700	
		01 企業債	232,500	61,200	293,700	
	03	国庫補助金	17,500	58,900	76,400	
		01 国庫補助金	17,500	58,900	76,400	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	資本的支出		2,484,450	136,000	2,620,450	
	01	建設改良費	552,499	136,000	688,499	
		01 公共下水道事業費(補助)	39,999	118,000	157,999	
		02 公共下水道事業費(単独)	340,095	18,000	358,095	

令和2年度飯田市下水道事業会計補正予算(第2号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

区 分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
未払金の増減	73,762	△ 12,361	61,401
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,368,572	△ 12,361	1,356,211
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 574,207	△ 123,639	△ 697,846
国庫補助金等による収入	19,900	58,900	78,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	249,426	△ 64,739	184,687
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行	248,500	61,200	309,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,683,451	61,200	△ 1,622,251
資金増減額	△ 65,453	△ 15,900	△ 81,353
資金期末残高	1,157,074	△ 15,900	1,141,174

令和2年度飯田市病院事業会計補正予算（第5号）案

第1条 令和2年度飯田市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	13,698,134千円	756,565千円	14,454,699千円
第1項 医業収益	12,840,000千円	39,309千円	12,879,309千円
第2項 医業外収益	858,134千円	713,256千円	1,571,390千円
第3項 特別利益	0千円	4,000千円	4,000千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	13,921,396千円	4,000千円	13,925,396千円
第3項 特別損失	0千円	4,000千円	4,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「666,343千円」を「665,062千円」に、過年度分損益勘定留保資金「666,343千円」を「665,062千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,375,647千円	72,961千円	1,448,608千円
第3項 補助金	41,147千円	72,961千円	114,108千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,041,990千円	71,680千円	2,113,670千円
第1項 建設改良費	1,037,151千円	71,680千円	1,108,831千円

令和3年2月24日提出

飯田市長 佐藤 健

令和2年度飯田市病院事業会計補正予算（第5号）実施計画

収益的収入及び支出
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			千円 13,698,134	千円 756,565	千円 14,454,699	
	1 医業収益		12,840,000	39,309	12,879,309	
		3 その他 医業収益	750,000	39,309	789,309	
	2 医業外収益		858,134	713,256	1,571,390	
		2 他会計負担金	334,305	75,383	409,688	
		4 他会計補助金	291,849	△ 854	290,995	
		6 県補助金	51,164	638,727	689,891	
	3 特別利益		0	4,000	4,000	
		1 その他 特別利益	0	4,000	4,000	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			千円 13,921,396	千円 4,000	千円 13,925,396	
	3 特別損失		0	4,000	4,000	
		1 その他 特別損失	0	4,000	4,000	

資本的収入及び支出
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			千円 1,375,647	千円 72,961	千円 1,448,608	
	3 補助金		41,147	72,961	114,108	
		2 県補助金	41,147	72,961	114,108	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			千円 2,041,990	千円 71,680	千円 2,113,670	
	1 建設改良費		1,037,151	71,680	1,108,831	
		1 改良費	486,457	71,680	558,137	

令和2年度飯田市病院事業会計補正予算（第5号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

区 分	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 372,262	752,565	380,303
未収金の増減額	84,677	△ 32,146	52,531
小計	793,964	720,419	1,514,383
業務活動によるキャッシュ・フロー	741,964	720,419	1,462,383
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 937,915	△ 108,430	△ 1,046,345
県補助金による収入	41,147	36,211	77,358
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 954,718	△ 72,219	△ 1,026,937
資金増減額	116,907	648,200	765,107
資金期末残高	3,961,852	648,200	4,610,052

